明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

每月一回二十日發行

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.

NO. II. FEBRUARY, 1903.
VOL. XVI.

明治廿一年五月創刊

監獄協會雜誌

明治三十六年二月二十日發行

第拾六卷
第貳號

監獄協會發行

第十六卷第二號目次

○會　說……（一　頁）
●既往を追懷して管長監獄學校の爲めに當局者の反者を促がす
○論　說……（一二頁）
●淸浦會頭演說（於一月茶話會）
●監獄の分離に對する所感を述べて幼年囚の所遇に關する立法、司法及び行刑上の希望に及ぶ（其一）……小河滋次郎
●感化事業は創立の時代にあらずして破吹の時代なり……會長　安岡正篤
○訪問錄……（三四頁）
●小河事務官の精神修養談……別天生
○雜　錄……（三八頁）
●斯界短信
●幼年監に對する希望……東京便（協會編輯局內）
●小笠原島及八丈島視察に就ての所感（其一）……藤澤正啓
○漫　錄……（五六頁）
●私人としての監獄事務官……（六三頁）
○統　計……（六九頁）
○醜　聞
●犯罪に依る被害の賠償に關するガロファロ氏の說（承前）……（七五頁）
○雜　報（數十件）……（八八頁）
○叙任辭令……（八九頁）
○出獄人保護……（九〇頁）
○地方通信……（九三頁）
○外　報……（九六頁）
○新著紹介……（九七頁）
○會　告……（九七頁）
○寄　書……（九七頁）

第十六卷第一號目次

○會　說……（一　頁）
●檢束の振肩を警告して初刊の辭に代ふ
○論　說……（一三頁）
●巡回所感（客年十二月於茶話會）……監獄事務官　山上義雄君
●仝　上……監獄事務官　眞木喬君
○訪問錄……（五〇頁）
小河事務官の談話……（五七頁）
○雜　錄
●本誌官僚觀に就て……龍運流史
●我監獄界思潮變遷……別天生
●東京便（本會編輯局內にて）……岳洋生
●刑法改正案の二眼目に就て……（七九頁）
○漫　錄
●三百年後協會記者訪問錄
●第一回無月公爵訪問
●第二回會員如月工學士訪問
○統　計……（八五頁）
○醜　聞……（九一頁）
○雜　報（數十件）……（九六頁）
○法　令……（一〇四頁）
○叙任辭令……（一〇五頁）
○出獄人保護……（一〇七頁）
○新著紹介……（一〇八頁）
○地方通信……（一一〇頁）
○外　報……（一一三頁）
○寄　書……（一一六頁）
○會　告……（一一八頁）

◎新著廣告

監獄事務官　小河滋二郎君著

刑法改正按之二眼目

正價金五十錢　郵稅金六錢

◎死刑及刑ノ執行猶豫

本書ハ著者專攻ノ行刑學ノ立脚點ヨリ其多年ノ研究ニ成ル學理ト實驗トニ基キ刑法改正案ノ二大眼目タル死刑及刑ノ執行猶豫ノ問題ニ對シ其利害得失ノアル所ヲ詳論シタルモノニシテ文理直截、材料亦頗ル豐富ナリ、其行刑猶豫制度ノ如キハ著者ガ親シク之ヲ歐米各國ニ於ケル最近實施ノ事績及立法ノ傾向ニ就テ研究調査シタルノ結果ナルカ故ニ論據ノ正確ナル唯世上一般ノ學者

論ト同一視スヘカラサルモノアルハ勿論ナリ、若シ夫レ死刑問題ニ至テハ行文平易、議論活躍古今幾多ノ實例ヲ揭ケテ以テ其論據ヲ證明スルノ所讀者ヲシテ恰モ死刑執行ノ活歷史ヲ讀ムノ想ヒアラシムヘシ、一ハ新思想ヲ以テ之ヲ歡迎セント欲スルモノナルニ反シ他ハ舊思想ヲ以テ之ヲ維持セント欲スルモノニ屬ス我刑法立案者ノ腦中ニハ正シク新舊思想ノ混亂セルモノアルヲ證スヘシ、學理ニ泥マス實驗ニ偏セス新舊思想ノ外ニ超脫シテ公平著實ノ見地ヲ有スルモノ實ニ本著ノ特色トスル所ナリ、今ヤ刑法改正ノ時機ニ遭遇ス法曹、政治家、宗教家、教育家、法醫學者司獄官吏及一般社會問題ニ注目スル有志家ノ研究資料タラシメンコトヲ望ム

發兌書肆　東京市神田區裏神保町七番地　明法堂

賣捌　東京市麹町區永樂町一丁目三番地監獄協會內　磯村政富

國家醫學會雜誌 第百九十號

二月十五日發行　定價二十五錢（五厘切手代用不苦）　一冊　希望者は定價相添二月十日迄に申込まるべし

●手術中使用せる異物（動脈鉗子、海綿、拭布、其他）の偶然腹腔內に遺留せる壹百八例及其法醫學的意見　是は舟橋某對木下博士　ドクトル、フランツ、ノイゲバウエル述

●ガーゼ問題　解決上無二の參考たるべき一大論著なり抑も彼のガーゼ問題たるや古來吾邦に未曾有なる醫術上に關する一大法律問題にして決して獨國家醫學家の攻究すべきものに止らず其判決如何は直に一般治療醫諸君の將來に影響を有すると頗る重大なるを以て本會は之を醫家及法律家の參考に供せん爲め爰に其全文を譯載せり

●東京に於けるペスト病の狀況　是は警察醫長栗本學士　醫學士　栗本庸勝述

●ペスト撲滅方針　世人の必ず一讀すべき緊急の重要問題なり　の一大演說の筆記なれば國家及社會衛生上

●醫師の權利、義務、道義及其過誤等に關する法律問題　をも將來大方の醫家及法律家諸君と共に本誌に於て講究せんと欲す此際

●律家諸君　も擧て本會に加入せられ協同一致斯學の發達研究を謀られんと切望に堪へざる所なり

注意

▲本會の目的たる諸學科の研究と共に又會費は在京會員一ヶ月金二十錢地方會員一ヶ年金壹圓八十錢前納のこと

▲此際入會の諸君へは一月分雜誌一部無料呈すべし

▲入會希望者は其氏名、現住所職業を詳記し事務所へ申込まるべし　但し地方會員は二月より十二月迄の會費金壹圓六十五錢を添へらるべし　在京會員は毎月集金人を差出すに付き會費添付に及ばず

▲一月及二月の雜誌は特に百部を限り刷增致置候に付入會希望者は至急申込まるべし

▲規則書入用の諸君は二錢切手封入事務所へ申込まるべし

東京醫科大學法醫學教室內　國家醫學會事務所

司法大臣　清浦男爵題字
沙村伊東思恭氏著

不良少年 歐米感化法

製本優美四六版二百頁餘
寫眞數葉挿入
三月二十日發行
定價金三十錢
郵稅金四錢

第壹輯

著者伊東思恭氏は、明治三十三年感化法發布後感化法を專門に研究せんと欲し遽然行李を整へ、先つ感化制度の發達を以て世界に冠たりと稱せらるゝ英國に留りて研究を爲し、後獨佛白蘭等諸邦の感化制度を視察して歸朝せられたる者にして、今や刑法の改正、監獄改良、感化法實施等の時機に際會せるを以て、此書を公けにせられたるものにして、最近實地の研究調査にかゝるを以て、讀者をして身自ら歐洲に在りて感化制度を視察するの想あらしむ、本輯は感化院の性質、英國感化院の歷史、英國感化學校法、英國認可感化學校管理規則を揭載し、猶外に感化學校の實例として世界に有名なる「レッドヒル」感化院（陸上的感化學校）、並に「コロンウエル」感化船（船舶的感化學校）の沿革、管理法、成功の源泉、諸規則等を網羅して遺憾なからしむ、法曹、教育家、宗教家、司獄官、警察官、其他社界改良に注目する諸氏の必ず座右に欠くへからさる要書なり

追而三月三十一日迄に御申込の分は特は定價一割引二十部以上纏りたる御注文は特に御相談に應すへし

發行所　東京本郷四丁目　文明堂

監獄協會雜誌第十六卷第二號（明治三十六年二月廿日發行）

會說

○既往を追懷して警察監獄學校の爲めに當局者の反省を促がす

烏兎匆々、回顧すれば早く既に十有四年の昔しとはなりぬ、我が政府は監獄改良の目的を全ふする所あらんが爲めに特に斯學專門の有力家を先進文明國より聘して顧問となし其參畫獻替する所の意見を取捨して着々獄制の改良を實行する所あるの傍ら兼て又監獄官練習所なるものを東京集治監構內に創設し第一回は監獄行政の首腦たる典獄其人を集め續て其第二回に於ては況く全國各地の監獄に涉り現に樞要の位置に其職を奉ずる所の者若くは特に爲秀有爲の器と認むべき當務者を撰拔し老練にして且つ熱誠なる石澤老典獄の管理の下に傭顧問官をして親しく教鞭を執て發達進步せる文明監獄制度の理論及び實際を講述せしむる所あり、蓋し所謂監獄改良なるものゝ意義に就ては苟くも職に此に奉ずる所の程の者ならんには何人も既に之を領解し居りたりしこと勿論なりと雖も然かも其實、極めて淺薄

なる領解たるに過ぎずして固とより一の深き素養蘊蓄あるに非らず寛大なれと謂へば則ち漫然、唯だ罪囚を愛憫撫育するを以て改良の能事足れりとなし偶ま又犯罪增加の一時的顯象に顧りみ是は則ち遇囚の寛大に趣きたるが爲めなりと盲斷する者あるときは其論定の當否如何をも考ふるに遑きなく當局者は則ち忽ち之れに盲從し寛大の方針は終に一變して苛酷となり虐待となり或は空役(罪石)を課し或は衣食を薄くし甚しきは則ち片髪、苦杖等の再興をも歡迎せんと欲する者あるに至る、忽ちにして寛、忽ちにして嚴、政府有司の一言は常に斯界陰晴の「バロメートル」となつて極端より極端に變轉するを免かれざりし事實は實は余輩斯業に從事する者が明治廿二年以前に於て親しく經驗せし所にして是れぞ正しく當時の我が斯業當局者が尚ほ未だ素養に乏しくして從て如何せば能く監獄改良の目的を遂すべきやの手段方法等に就ては茫漠として恰かも闇中に物を探ぐるが如く毫も自信の據るへき根本基礎を有する所なかりしことを證明するものと謂ふべし、されば此に始めて顧問官に就て親しく其口より組織的(システマチック)に行刑の理義を聽き具體的に其改良の方法手段を詳かにするを得るに當つてや當務者をして豁然開悟、恰かも海洋に漂ふ所の孤舟が天の一角に其針路を定むるの標的を認めたるの想ひあらしめたり、果然、牢固たる監獄改良の基礎はこゝに確立し卒然として着々疇時の面目を革むるの機運は茲に始めて啓發せらるゝを見るに至れり、余輩は是を以て固とより當時の獄政主管の當局者たりし山縣侯爵清浦男爵等苦心經營の功に歸するを疑ふ者に非らずと雖も而かも又顧問官其人を得て嚮導誘掖の力、與つて最も多きに居りしことを認めずんばあらず、故ゼーベッハ氏の來航を以て我が斯界に一新紀元を劃成せるものなりと斷定するの偶然ならざるを信ずるなり

顧問官其人の人格に就ては今、事新しく之を絮說するまでもなく流石はクロイ(予)翁の高弟たるに背かず其人其躬即ち活きたる斯業の摸範にして監獄行刑の實務は殊に其最も長所とする所たりしなり、是を以て其講堂に臨んで僚生に口授する所のもの若くは親しく地方各監獄を視察して缺點を發き之れが匡正の意見を獻策する所のもの飽くまで細に入り徹を穿つに非らざれば則ち止まず而して其一言一句は渾べて是れ直ちに採つて以て改善の實行に資すべき着實適切なる金科玉條たらざるはなかりしなり、當時、人をして氏に接すると一日長ければ其れ丈け「ヨリ」多くの請益を得、地方、到る所、一たび氏の視察を經たる所の監獄は忽ちにして其面目を一變するに至ると言はしめたるの事實は今尚ほ吾人の記憶に新たなる所にして若し氏をして在職尚ほ數年の長きに渉るを得せしめたらんには其我が監獄改良の事業に貢獻せし所の效果は幾何ぞや、豫定三年の任期だに滿たざるに先き立つて不幸、氏の病沒を見るに至りたること實に斯業前途の大打擊にして吾人をして一時、恰かも闇夜に燈火を失ひたるの憾を抱き苟くも斯業に從事する所の者、知る

も知らぬも擧つて痛悼措く能はさらしめし所以の偶然ならさるを知るへきなり

我が監獄事業が故セーベッハ氏の力に依つて着々改良の効果を擧ぐるを得たること實に前述する所の如し、然らば如何なる點に向つて著るしく其面目を革めたる所ありしかと言ふに斯の事業の基礎となるべき刑法若くは刑事訴訟法に向つて敢て適實なる改正を加へし所あるに非らず又其活用の標準となり綱領となるべき監獄則及び施行細則の如きに至つても既にセーベッハ氏の來朝に先き立つて制定發布する所ありし其儘の規程を襲用し敢てまた之れに對して加除を試むる所ありしに非らず、獄制の改良と形影相伴ふの大關係を有すべき監獄建築の如きに至ても氏の鼓吹に依て幸に一層切に其必要を認め着々之れが實行に着手せんとするものあるの好傾向を見るに至りたりと雖も然かも建築の如きは固とより一朝一夕にして其成効を見るを得べきものにはあらずして見渡す所、全國を通じて今尚ほ昔しの如くなりしなり、監獄行刑の要求する所より之を言へば現行刑法刑事訴訟法の不完全なるは言ふを俟たず監獄則及び施行細則の如きもまた之れに伴ふて進歩せる今日の獄制組織の條件に適せざるの點勘からず而して其構造の如きに至つては此粗笨無雜なる監獄則すら尚ほ之を勵行する能はざるの實況なるを免かれず、事情此くの如くにして如何んか能く監獄の改良を云爲することを得べけんや、刑法と謂ひ監獄則と謂ひ又監獄の構造と謂ひ何れも皆監獄改良の根本基礎をなすべき所のものなり其大綱に顧みる所なくして漫然、唯だ行刑改良の末に努めんとするは恰かも百年黃河の澄むを俟つと一般にして到底其効を奏するの期あるべからずとは普通所謂監獄改良家なるもの、大言壯語する所なり、若し夫れ是等の論者の眼より之を見れば我が監獄事業が故セーベッハ氏の力に依て改良の一新紀元を開らきたりと云ふの事實は殆んど全く之を否認するを免かれざるべしと信ず、然かも具眼の識者は擧げて皆、氏が來朝時代の前後を比較して以て其間に行刑の實質上、劃然たる改良進歩の著るしきものあるを認め實際、また有形無形の活用の上に於て其從來の面目を革めたるの事實は殆んど儼指して之を數ふるに違まあらざるなり、是れ即ち故セーベッハ氏が常に吾人を戒めて善制美法は必らずしも深く以て頼みとなすに足らず要は則ち當局其人の運用如何と云ふにあり理想として吾々行刑當局者の抱負を主張する所あるは兎も角も漫然、唯だ刑法を非難し若くは獄制構造等の不完全を口に藉く勿れ能く之れが缺陷を補ふて以て行刑最後の目的を達することは則ち吾々當局者の須らく運用の實際に努めざるべからざるの責任たるを忘るべからずと敎訓したる所のものを事實に證明したると同時に併せて又同一なる刑事制度の下にありて而かも其根本に不完全なるもの多々あるを免かれざる範圍に於て實際運用の上に改良を加へて以て其缺陷を補ひ所謂死せる形骸に血と肉を與へて之を活動せしむるに足るの餘地の尚ほ綽々として存する所以の理を闡

明したるものと謂ふべきなり

獄制の改正、構造の改築、共に是れ故セーパッハ氏の將來に其實行を希望計畫する所たりしこと勿論なりと雖も然かも氏は我が斯業の前途、運用の如何に依て綽々其面目の更改を施すべき餘地あるを認め能く之れが目的を達せんが爲めには先づ當局者其人を養成蕭陶するの急務なるを信じ其力の殆んど全部は實に人物の養成即ち監獄官練習所に向て傾注せられたりと謂ふも亦た是を以て斯業改良の第一着手段なりと認め顧問官をして此に其全力を傾注せしめんことを促がすと同時に深く意を其教習組織に注ぎ僚生をして成るべく堅實周到なる蕭陶規律の下に躬行の素養を積み運用の活機を悟る所あらしめんことを努め、第一回に於て先づ監獄行政の首腦たる典獄の職に在る者を集めて之れに斯業改良の概念を開拓せしむる所ありしが如き、特に當時の模範監獄と稱せられたる東京集治監の構内を撰んで練習所を設置すると共に此に入所せる僚生をして日夜、監獄墻壁の内部に於て起臥せしむる所ありしが如き殊に又斯道の先輩として衆望を一身に負ふ所の老練誠實なる石澤典獄を抽んでゝ練習所長の印綬を帶ばしめたるが如き今更らながら吾人をして之に想ひ起すに方つて益々切に其如何に用意の周到なりしかを敬服するに堪へざらしむる所にして彼のクローネ翁が常に其老練着實なる立脚地より觀察して監獄學校設立の議に反對し實際また普通所謂學校教育なるものに伴生し易すき所の人をして徒らに浮華の理論に馳せて益々實務の躬行に遠ふざからしむるの弊を杜絶し學課以外、不言不語の間に優にまた監獄官吏たるに必要なる品性及び氣慨を養成蕭陶し得たるの偶然ならざる所以なり、斯ゝる有効適切なる教育法の下に學期六個月間の苦學を嘗めて其當時の監獄官練習所を卒業したる所の者典獄を別にして其數僅かに九十有餘名なりと云ふ全國の監獄官吏總數約一萬二千人の上より之を見れば數量の上に於ては誠に微々たるものなりと謂はざるを得ず、然かも此僅小なる卒業生諸氏が各々其任地に歸へりたるの後に於て如何に其躬を以て斯業改良の中堅となり外界幾多の情實、怨嫉、宿弊等と奮鬪して以て其學習し得たる所の方法を實行せんと試むるに熱注努力する所ありしかは諸氏が歸任の後幾何ならずして東北及び近畿地方の監獄を視察したる故セーパッハ氏をして斯くまで速かに余が講述せし所のものゝ實行を見るに至るべしとは豫期せざりし所にして日本人の同化應用の才に富めることの今更ら驚嘆の至りに堪へず是を以て貴國監獄改良の前途を推すに幾何ならずして其長遠の進歩を見るに至らんこと疑ふべからずとの言を政府に復命し併せて此意を以て特に其故國に於ける恩師クローネ翁の許に傳致せしめたりと云ふ所を以ても之を知るべきなり、雷だに故セーパッハ氏の見る所の此くの如くなりしのみならず余輩も亦た親しく其當時の實況を詳らかにし時に寧ろ其餘りに改良施設に鋭意熱心の急激なら

ざるやを危ぶみ或は少しく退て其學校土産の錦嚢を緊く締括するの必要なきやを忠告したる程のことなりしなり、然も卒業生諸氏の其心に燃ゆるが如き改良の熱情は之を抑へんと欲して抑ふる能はず況んや其學校より齎らし歸へりたる所の滿々たる錦嚢は之を括らんと欲して而して括る能はず括れば則ち忽ち其溢出を制する能はざるものあるに於てをや、斯くの如くにして果然我が獄務は着々改良の歩武を進め政府が監獄官練習所を設置したる所以の旨趣も亦た豫期以外に之れが成功の著しきを見ることを得たるなり

監獄官練習所の成効の著るしかりしこと實に此くの如くなりしなり、不幸、短命にして僅かに第一期九十有餘名の卒業生を出だしたるのみにして傭外國教師の病沒と共に其閉所の止むべからざるに至りしこと斯業の爲めに何人も皆其痛恨の感を同ふせし所にして責めては尚ほ一年間も其命脈を長からしめ少くも卒業生の數を倍加するに至らしめたらんにはとは當時、練習所を吊する者の期せずして相一致する所の述懐たりしなり、而して此實驗及び此感想は爾來常に吾人斯業に從事する者の腦裏に銘刻せられつゝありし所なるが故に年を閲みすること茲に九星霜、明治三十二年に及んで政府は再び警察監獄學校なるものを創設し特に斯學專門の名家を外國より招聘して敎育薫陶の事に與らしむる所ありと聽くに當てや吾人は斯業の爲めに心、自ら歡天喜地の情を禁ずる能はず其組織と其敎師の人格如何とは深く之を問ふに遑まあらず露骨に言へば唯だ成効の前例に鑑みて譯もなく學校其物の創設を鼓奬歡迎したるに外なく斯業改良の前途再び復た第二の新紀元を開くの機運を見るに至るべしと豫期したり、政府が國費多端さらぬだに政費節減の聲の囂き時なりしにも拘はらず少しく心ある者をして斯くまでにと驚愕せしめたる程の巨額の經費を投じて以て前例になき大規摸の學校設立を斷行したる所以の旨趣も亦た實に此に外ならざるべしと信ず、吾人が學校創設の盛擧に對して滿腔の同情を以て之を歡迎したること實に前述する所の如しと雖も獨り外國敎師招聘のことに就ては幸にして專門有數の名家ならんには兎も角も然らざれば則ち我が文運進歩の今日に於て必らずしも特に之を招致するの必要あるや否やを疑ひ少くとも其之れあるは全く之れなきに優さる位の冷感を以て之を迎へたりと自白することを憚らず、是を以て吾人は今復た招聘せられたる外國敎師其者の人格及び事績に就て之を云爲することを欲せず況んや其人の既に圓滿解職の榮を全ふしたるの今日に於てをや、若し夫れ吾人が警官練習所及び監獄官練習所の前例に鑑みて一層ヨリ多くの成効の豫期を以て迎へたる警察監獄學校其物の事績に至つては年と共に學期を更ふること茲に四回、監獄科のみにても卒業生を出だすこと其數殆んど三百有余名、外國敎師の足跡は幾んど全國に普く敎職員の諸氏に至るまでも夏期休暇等を利用して夫れ々々地方各方面に部署巡見せらるゝ所ありと云ふを聽

くの外、警察は知らず少くも監獄事業の上に就ては善惡共に他に殆んど寂として其聲なきを怪まざるを得ず、偶ま感ずる所は則ち彼れと此れとの比較觀より來る所のものにして殊に吾人は曾て練習所卒業生諸氏の口より屢ば其學習し得たる所のものとを實行せんと欲するに銳意なるも動もすれば輒ち當該長官の容るゝ所となる能はざるを遺憾とすとの慷慨的苦情を耳にせし所ありしにも拘はらず彼れに約三倍以上の多數を占むる警察監獄學校卒業生諸氏に就ては曾て未だ一回も是等の所感談を聽く所あらざるのみならず偶ま聞く所は當該長官の口に由て己れを空ふして學校土產談を聞き切に改良の施設に資する所あらんことを求望するにも拘はらず其說く所、動もすれば法律的高尙浮華の大氣燄に非らざれば則ち刑理的實務に薄緣なる理想論たるに過ぎず、法律を學習せしめんとならば法學校の設備に缺して既に足れり、苟くも官職に在る者を抽んでい之れに斯學專門の知識を注入せんことを以て學校設立の目的となす以上は今少しく斯業改良少くも實務の運用に補する所あらしむるの素養を與へしめられたるべきにとの嘆息談則ち是れなり吾人は此殆んど三百——に近き濟々たる警監學校卒業生諸氏に就て曾て彼の慷慨談を耳にすることなく反て時に此の嘆息談を聽く所あるが爲めに是を以て敢て直ちに彼我の事績如何を卜するに足るべしと言はんと欲する者に非らず況んや此に依て彼我卒業生諸氏の間に素養の深淺熱誠の厚薄あるを斷定せんと欲するが如きことに於てをや、吾人は獨り卒業生其人に就て彼我優劣の如何を云爲するを欲せざるのみならず或る點に於ける素養若くは其熱誠苦學の程度に至つては寧ろ警監學校卒業生諸氏の彼れ練習所當時のそれに比して反て遙かに深く且つ厚きものあるを確信して疑はざる所なり、然かも其比較的深く且つ厚しと稱せらるゝ所の素養と熱誠とは果して行刑實務の如何なる方面に向て其活動を實現せし所ありや否や吾人或は最初より餘りに過大なる希望を該學校に豫期せし譏を免れざるべしと雖も然かも虛心平意に該學校の事績に對する監獄當局者の意向を觀察するときは果して政府が此大規摸の學校を設立する所以の旨趣を徹底せりと首肯せしむるを得るや否や吾人私かに大に之を疑はざるを得ず、政府當局者の猛省を請ふ所にして吾人は既に其責を以て之を卒業生諸氏に歸せんとするの不可を認む、剩まず所は則ち學校の組織及び操縱の方法如何と云ふに外ならず、若し夫れ既往に鑑みて大に釐革改善の道を講ずる所あらば啻だに斯業の改良に益する所少からざるのみならず抑も亦た政府が學校を設立したる所以の趣旨に適するものと謂ふべし、今や將さに第四回の學期を終へ新たに選拔を募て第五學期を開始せんとするの時に方り敢て往時を追懷して學校前途の祝福を祈るの止む能はざる所以なり、

論說

○清浦會頭演說（於一月茶話會）

近來德義と云ふ問題に就きまして、大分世間に舌を爛らし筆の摺切れる程議論があるやうでありますが、之は要するに德義頽落の反響と見て然るべきことゝ思ふ、我邦は古來東洋に君子國あり日本と稱するなどと云ふて、名譽ある國、光輝ある國柄であると云ふことは御承知のことである、斯の如き光輝を宣揚すると云ふものは、歷代の帝王仁德を施されたる即ち此德政を行はせらるゝ所の結果に因ると云ふことは申すまでもないことでありますが、我々の祖先は仁義忠孝の道を修め、禮讓を貴び德義を重んじ、其後世子孫も祖先の遺德に倚つて而して斯の如く健全なる社會を造成して居ると云ふやうなことである、是は我邦の道德の沿革上に於て爭ふべからさる事實である、て歐米の人が日本の道德を論じたる上に於て、日本道德の健全なる發達は孔子の敎と云ふものが之を助け生じて居ると云ふことも申して居りまするが、素より我邦固有の德敎をもあることで、强ち孔子の敎が元素となつて居ることには限らぬことでありまするけれども、併ながら歐米の論者が斯の如く我社會の德敎と云ふものは、孔子の敎が之を助け長じて居ると云ふは蓋し其觀察の正鵠を誤らぬ話であらうと思ふ、又之れと同時に佛敎などが社會の道德を扶植する上に於て與つて力ありしことも亦爭ふべからさるの事實であると認らるゝのである、て國民として德義が無いならば殆と國民なしと云つても敢て誣言ではないであらうと思ふ、德義と云ふことを彼是分析して見れば、公德と云ふのもあり、私德と云ふのもあり又其公德の中にも積極なる公德あり消極なる公德あり、私德の中に就ても他人に對する私德あり親屬に對する私德もあると云ふやうな事柄で、其德義論の詳細なることを今私は茲に喋々する考は持たない、要するに人文の進步世運の發達と共に德義と云ふことは相伴ふて發達致さなければならぬと云ふことは論を俟たぬ次第である、近世我邦も科學は進步し人智は發達致したのであるが、其科學の進步人智の發達と反比例に德義と云ふものは次第に退步致して、免かれて耻なしと云ふが如き度合は遂に既に通り越して仕舞ふて居る、免かれざるも亦耻なしと云ふ位に極端に陷つては居らないか、甚しく申したならば我國民の德義と云ふものは殆と零度以下にまで下りつゝあると申しても宜い位ではないかと思ふ、古へは前に述ふるが如く、夫々德義を養成する所の道が大に行はれて居つて又之を扶植する所の方法も能く備つて居つて、武士道などと云ふものが盛んに行はれてありし時代に於ては此武士道と云ふものが强く人心を支配致して居つたやうな事柄で、ツマり道ならざる事を致せば仲間の制裁と申す

ものか非常に嚴格なる次第であつた、其制裁と云ふものが強く武士仲間を支配致して居つた、或は獨り武士仲間に限らず武士を尊敬する所の風習としては其他の階級に屬する人民に於ても亦武士道の風化を蒙つて、武士同樣に武士道を守ると云ふ風習もあり或は又五人組などと云ふ制度もあつて、今日申す所の即ち自治の制度でありますが、此自治の制度と云ふものは法律的の束縛に依らずして誠に圓滿に其組に屬する所の人民を支配致して居つた次第で、即ち其組合の人民に於て德義に悖るやうなことがあり掟てに背くやうなことがあれば即ち組中の曲事たるべき事と云ふ殆と連帶の責任を持つて其組内の取締を立てゝ居つたやうな次第で是等が頗る德義を維持して行く上に於て與つて力ありしと云ふことは申すまでもないことである、維新の改革と共に夫等の良い所の掟て又は慣習と云ふものは悉く打破せられて而して之に代る所の良い方法も充分立たさるのみならず、一方敎育の側を顧れば、智育の方は誠に能く進んで行くかなれども、德育と云ふが如き點に付いては次第に薄弱に流るゝと云ふやうな有樣で、即ち今日我社會の德義と云ふものが斯くまで墮落する場合に陷つたと云ふことに就ては將來大に戒めさるを得ぬ、考へざるを得ぬことであらうと思ふのであります、で腐敗せる一種の病氣は殆と社會の各階級に一般に傳染致して居る有樣でありますが、就中近來は社會の上流を占むる人々に其病毒か感染しつゝあるやうな有樣である、而して此病毒たるや如何なる隔離せられて居る場所に迄も傳播すると云ふやうなる有樣で、即ち重もに官公吏仲間に其の病毒の傳播を認めつゝあるのでありますが、或は我監獄官吏社會などにも必ず飛火が來ぬとも保證せられぬやうな次第であります、監獄官吏の如きは申すまでもなく神聖なる裁判官が法律に依つて公平に適用したる所の刑を執行する職務でありますから、裁判の神聖なると同樣に監獄の職務執行は亦神聖ならざるべからざるものである、然るに司獄官吏にして萬一にも腐敗せる此流行の病毒にても侵されると云ふことがあつたならば、其職務の神聖を汚すのみならず延いて以て刑罰の精神にまでも影響を及ぼすやうな次第でありますから、苟くも司獄官吏の仲間に於て腐敗の兆候ありと見たならば、其監督の地位に立つ所の人は申すに及はず、充分なる血清療法を行ふて以て之を消滅させると云ふ方法も取らぬければならぬし、又苟めにも其兆ありと見たならば所謂古への武士仲間に於て互に武士道を以て之が制裁を爲して居つたが如くに、互に能く注意し互に相戒飾して、未前に萬一の不都合の行爲なからしむるやうに勉めて行かなければならぬことゝ思ひます、

司獄官吏の職務執行の精しい事に就ては、是はモウ度々此監獄茶話會に於ても其他の機會に於ても各諸君の講演を試みられる方よりして充分なる話もあつて居ることてありますがら是又今日茲に申述ふる必要はないと思ひます、要するに人と

云ふものは此裏心に於て自ら能く守る所を失はぬやうにして行くと云ふことに就ては即ち其守る所を定むると云ふとに就ては、それは夫々の道に依つて自己の守る所を定むるて宜しい、或は己れの信する所の宗教に依つて守る所を定めても宜し、或は一字一句の己れの心に會した事てても己れの守る所は定め得られるものてある、彼の加藤清正が前田利家と論語の話をする時に可以託六尺之孤可以寄百里之命臨大節而不可奪也君子人與君子人也」大丈夫たる者人臣たる者は即ち此でなくてはならないと云ふ話を致して、それが加藤清正の終身、守る所となつて秀吉の沒後に於て秀頼を扶けあれ丈の忠節を盡して居ると云ふ所の者は何に胚胎して居るかと云ふに所謂可以託六尺之孤可以寄百里之命臨大節而不可奪也君子人與君子人也」と云ふ此語に涵養せられて居るので、己れの守るもの即ち守本尊を極めると云ふことに就ては夫々の道に依つて之を定めるは勿論のことでありますが、一言一句の徹妙なる事でも己れの心に深く感じた所があれば即ち其一言一句と雖も自分の守本尊とは成り得るものてある、又人と云ふものは如何なる天變地異にも驚かず恐れざるの勇氣がなくてはならぬ、併ながら己れの良心に於て良心に願みて恐るゝと云ふ所がなくてはならぬ、若し人が恐るゝ所なく畏る所なくんば、爲さざる所なく至らざる所なしと云ふやうなことに陷るのである、即ち楊震四知などと云ふことがありますが、人の知らざるに乘じて惡るい事をすると云ふ譯には往かない、所謂天知る地知る人知る我知ると云ふことで、人と云ふものは我良心に願みて恐るゝ所がなくてはならぬ、又其恐るゝと云ふことも其人々の信する所に於て願み恐るゝと云ふ所があつて宜し、社會の制裁に恐るゝと云ふ所があつても宜し、何に恐るゝ所があつても宜い、必ず其恐るゝと云ふ所がなくてはならぬものてある、近來我社會人士の斯くまでに德義の頽廢すると云ふ所以のもの、又彼の人にして斯くの如きことがどうして出來るものであらうかなどと惟まるゝやうなことがあるのは畢竟其守る所を失ひ、其恐るゝ所を知らざるに坐する次第てある、是等のことは私が今日茲に喋々するまでもない諸君は充分御承知のことてはあるかなれども、實に今日我社會の風紀に關する所、司獄官吏の最も廉潔に健全ならむことを希望する爲めには分り切つたことながらも今日に於て之を一言し置くの必要あると思ひます、

監獄官吏の風儀及監獄事務の執行の上に就きましては先づ遠觀したる所一昨年よりも昨年、昨年よりも今年と追々改良に赴きつゝあると云ふことは確かに之を認め得るのてあります、是は私の甚だ滿足する所てある、然るに昨年あたりの報告に依れば、職務執行の改良に赴くに反して越獄囚などは近年に稀なる多數を出して居る、是は甚だ怪訝に堪へぬ次第である、又脫獄囚のあつた監獄は其構造が極めて脆弱不完備の所かと氣を付けて見れば否さうでない、寧ろ構造の比較的堅牢

なる監獄に多かつたやうな次第である、是又怪訝に堪へぬ次第である、素より此越獄逃走などと云ふことは一寸した時と場合に原因することであるから、それを以て一概に其監獄の規律が緩んで居るとか、取締が不充分であると速斷は致さぬのであるが、或は此或部分に付いて餘程事務が改良の兆候を顯はして居る、で其方面に全力を注ぐの結果として或は戒護と云ふ點に幾分か力の弛んだと云ふことでもありはしないか、或は又構造の不完全なる監獄にあらすして却て構造の堅牢なる監獄に逃走囚などのあると云ふことは或は構造の堅牢なるを頼みとして怠ると云ふことが万一ありはしないか、そこらの點までは能く承知も致さぬやうな次第であるが、實に此越獄逃走囚を出すと云ふ上に就ては社會眞民をして心を寒からしむると云ふことを考へれば戒護の事には最も力を盡さねばならぬ次第であります、又如何程監獄の構造が完備しても戒護の力が弛むと云ふことになれば、決して塀の高きが頼みになるものでもないのである、夫等の點に就ては一方には規律一方には又慈愛の心を以て囚徒の心を繋くなどと云ふことも必要なことでありませう、總て万遍なく行渡らなければならぬのである、即ち何事にしてもどの點と餘り一方面にのみ注意を仕過ぎれば或方面は弛むことがあり易いので、勿論是は職務の上に各々專門がありますから、看守なら看守が何所を守れと命せられたら其所を守ることは勿論でありますが、其地位次第で役人の注意と云ふものは普く行渡らなくてはならぬ、或は彼の事を成る丈整頓せしめやう或は此事を完備せしめやうと云ふ方にのみ全力を注ぐことになれば或方面は留守になる即ち此職務を行ふに就て殊に上官として下僚を監督するが如き地位に立つ人々は其氣の配り方と云ふことが最も必要な事であります、諸らぬ事でありますが御話しまして今日は先づ此位に致して置きます（拍手起る）

記者曰閣下の談話中尚ほ所謂司獄官吏の萬般の要務に對して普く且つ油斷なく意を用ひ氣を配ばるべしと云ふことに就き古名人の劍法與儀として傳ふる所の格言を引證し縷々數千言を費やして以て頗る興味ある有益と訓戒を試みらるゝ所ありしも其際速記中止の命を受けたるの故を以て此に之を掲ぐる能はざるは記者の殊に深く遺憾に堪へざる所とす

○監獄の分類に對する所感を述べて幼年囚の所遇に關する立法、司法及び行刑上の希望に及ぶ（其一）

小河滋次郎

監獄改良の効果として形の上に現はれたる所のものは固とより色々あることなれども刑事制度の大體の上より觀察して其最も著るしき所のものは監獄が其拘禁す

る所の人の種類に依て段々細かに分類せらるゝに至つたと云ふことである、昔し其未だ改良の緒に就かざる監獄の狀態如何と見るに男女老幼、未決も既決も乞食も淨浪者も賣淫婦も不良少年も甚しきは民事訴訟の關係人までも悉く之を監獄と云ふ一つの檻へ一つの建物の内に殆んど何等の別異もなく恰ふど籠坂を芥溜の内へ投込むやふな工合に種々雜多の人間を押詰めたものである、それが段々進歩して同じ檻への内であつても男性と女性の間には全く嚴重の區劃を立て未決者を置く所と已決囚を入れる所も各々其場所を異にし其外、同種類の者の内に於ても年齡、罪質、身分、犯數、敎育等所謂個人的關係に依て夫れ々々相當の別異を立て病人は病監に入れ小供は幼年監に入れ重罪者は重罪監に入れ輕罪者は輕罪監に入れると云ふやうな狀態に變化して來たのであつて是れが則ち概略、先づ我が今日の監獄狀態とも謂ふべきものである、幼稚ながらも確かに監獄改良の一進境を見るに至つたのには相異ないが是を以て之を進歩せる歐米各國の監獄狀態に比するときは其幼稚なること殆んど物の比較にはならぬのであつて論より證據、如何に威張つて見ても事實の前には到底、爭ふことの出來ぬこそ實に情けなきことである、先進文明の各國に於ても今日の所、尙ほ概括的監獄なる名稱の下に色々種類の違つた建物を網羅することになつては居るが其實況に就て之を見れば未決監、已決監は已決監、已決監の内でも女監は女監、幼年監は幼年監、また同じ病監の内でも精神病者と普通病者とを入れる所の區劃を立て雖だに其建設の場所を全く獨立して居るのみならず其内部の管理組織の如きも亦た各々其拘禁者の種類に適當する所の特色を具備へて居る、此くの如くにしてまた實際、備へざるべからざる所の特色を具備せしむることが出來る譯である、同じ監獄と謂ふても未決監と已決監とは全く其性質を異にすべきものであつて實は同一名稱の下に之を包括せしむるが如きは沿革及び便宜上の區々たる事情に出でたるものであつて道理の上からは殆んど一の根據をも見出すことの出來ぬのである、少くも同一監獄の檻内に假令ひ相當の區劃を立てゝ其場所を異にするの設備あるにせよ未決監と已決監とを併設するが如きことであつては到底、各監獄各種に固有すべき管理上の特色を全ふすることは出來ぬ、從て世人も亦た一旦、監獄の門を潛ぐる所の者に對してはそれが一時の濡れ衣を着て拘留の不幸を見るに至つた被告人であれ又は罪狀の決定して處刑の爲めに入監する所のものであれ十把一束、或は之を囚人と呼び或は無造作に一言の下に誰れ某は監獄に送られたる者であると稱しすべて皆懲役にても處せられたかのやうな感じを持つことになる、これが則ち我國、今日の實況であるが其處になると監獄改良の進んだ歐洲諸國などでは全く其趣を異にする所ありと云ふは則ち前にも述べたるが如き次第であつて未決監と已決監の如きは大概皆な全然其場所を異にして設けられて居るのであつて世人も亦た一般に其間に

劃然たる區別の存する所以を善く會得して居るやうである、例へば伯林市の「モアビート」と云ふ區内に二つの監獄がある、一は已決監即ち本來の監獄であつて一は未決監即ち刑事裁判所の構内に設けられてある所のもので是れは刑事被告人のみを拘禁する所である、其間凡そ道程にして八九丁餘りも隔つて居るが兎に角同區内に設けられてある所のものであつて均しく監獄の一種と見做されて居る建物である、然るに一般市民が之れに對して如何に區別する所ありやと云ふに已決監の方はすべて監獄と稱へ未決監の方は監獄とは言はずして單に未決監とか或は裁判所の留置監とか唱へて居る、善く日本人などが未決監を見る積りて「モアビート」に行つて監獄の所在地を尋ね或は取者に對して單に「モアビート」の監獄へ行けと命じたりなどする所から何時も已決監の方へ引つ込まれて未決監は到頭、見ず仕舞ひになつたと云ふやうな奇談も聽いた所である、未決監と已決監とが新くの如く全く獨立して設けられてあるが爲めに之れに對する世人の感想も亦た昔日と大に其趣を異にするに至りたるのみならず其内部に入て親しく之を見るも此れと彼れとは實質に於て殆んど全く別天地なるが如き感が起るのである、監獄改良の本旨から之を言ふも實にまた斯ふなくてはならぬものと思ふ、少こし事柄が脇道に這入るが我が監獄事業なども改良前途の理想としては近き未來に是非此邊にまで運ばせたきものである然るに我が刑法改正案に就て之を見ると其第廿九條に未決拘留の日數を刑期に算入する場合が新たに規定せらるゝことになつた、一應之れに對しては何人も人の自由權利を保護する文明的注意深き規定なるが如くに考ふることなるべしと雖も立法者をして之れが規定を餘儀なくせしめし所以のもの其基く所は則ち監獄改良の不完全なる結果として未決監と已決監とは實質に於て殆んど相撰ぶ所なきが爲めに拘禁せらるゝ被告人に取りては囚人即ち刑の執行を受くべき有罪の者と略ぼ同一の苦痛、同一の所遇を蒙むるものであると云ふ我が現今の監獄狀態にのみ深く顧みる所ありたるが爲めなるべく換言すれば則ち此規定は我が監獄狀態の幼稚なるを法認したるものと謂ふべく假令ひ斯る規定は外國にも其先例あるを見る所なりとは言へ獨り我が監獄事業の不面目なるのみならず刑罰純理の上より之を見るも百年を豫期すべき刑法其物の規定として面かも今日新たに之れが明文を掲ぐることは余の聊かに贊成を表する能はざる所である、拘留を受けたる被告人に對し其無罪の言渡ありたる場合に國家は相當の賠償をなすべしと云ふが如き新說は早晩必らず制度の上に之れが採用を見るに至るべしとは信ずるが夫れと此れとは全く似て非なるものであつて始めから絶對に其の性質を異にして居る所のものである、今日ですら不完全ながらも既に未決拘留の期間を刑期に算入するが如きことなくして格別の故障もなく亦た之れが爲め敢て被告人に非常の迷惑を懸けることなく無事に經過しつゝある所のものを若し之れが規定の實行

を見るやうなことにならば其弊は寧ろ豫期の利益よりも遙かに大なるものゝ現はるべしと思ふ、未決拘留の場合の比較的最も頻繁にして殊に動もすれば滯獄日數延長の弊を免かれざる我が今日の國情にあつて若し此規定の實行せらるゝが如きことあらば一面に安んじて益々此弊を助長すると共に一面に刑罰の効果をして愈々薄弱なるに至らしめ近時刑事政策の定論として又我が刑法立法者の豫期する所の短刑期矯正の旨義は益々其目的より遠ふざかるの結果を見ざるを得ざるべしと信ず此事は何れ他日の機會に詳論することゝして偖歐洲諸國に於て已未決、各々其種類に依て監獄を別異するの實況は上來陳述する所の如くなるのみならず進んでは又女性の爲めには特に女監獄を設け幼年の爲にも又別に幼年監を置き普通監獄と全く其場所を同ふせざるは勿論位置と云ひ構造と云ひ其内部の管理組織に至るまでも渾べて盡く女性に適し幼年に當て箝まるやうに特色を備へて仕組まるゝことになつて居る、女監獄に入つて男影を見ず幼年監に入つて官吏の外、また一人の成丁者を見るを得ざるの實況である、其の外また癲狂監と唱へて囚人の精神病に罹りたる者を相當の期間、此に留置するの特別設備あることは世人の知る所なるが近來はまた普通意識ある者と精神的疾病ある者との中間に於ける所謂低能者なる部類に屬する所の囚人の爲めに特別監獄を設置すべしとの議論も專ら行はれて居るやうな次第であつて曾ては監獄の一部と見做されて居つた勞役場即ち我が警察留置場と監獄の別房とを抱ね交ぜた樣なものであつて乞食、浮浪者、被監視者等を收容する所の場所及び懲治場即ち不論罪となつて懲治處分を受け又は放浪遊惰、犯罪の傾向ありと認めたる不良少年を監治する所の場所の如きは到る所、すべて名實の上より全く之を監獄より獨立分離せしむることになつて居るのである、監獄改良史を繙く所の者、其改良以前の監獄狀態を敘述する文章を一讀せば何人の手に成りたるものに論なく千遍一律、殆んど同一の筆法を用ふる所ある一節に接することであらふ曰く慘憺溷濁、見渡す所、老幼男女膝を交へて相接し少くも極めて不十分なる別異の下に相隣し罪囚あり被告人あり負債者あり浮浪者あり泥酔漢あり一隅に癲癇者の躁狂するものある他隅には醜業淫婦の節面白く俚歌を謳ふて興ずるあり、雜居混同の狀、監獄は恰かも是れ孤兒院、老廢院、癲狂院、救育場、料理屋、木賃宿、貧民學校等を一の構内に網羅したるが如きものなり云々と之を讀んで如何にも當時の監獄が亂暴狼藉、酸鼻の極のものであつたと云ふことは何人も其感を同ふし今古、其變遷の著るしきに驚かぬ者はなしであらふがまだ〳〵我が今日の監獄事態に就て之を見れば滿目昔しの狀態のみを敘述して居るものと思はれぬ節も少からぬやうに自覺する所なきを得ぬのである試みに我が今日の監獄に就て之を見よ各地到る所の監獄に於て多少内部の離隔こそ設けられあるにせよ同一構内甚しきは同一建物の其内に男性も女性も囚人も被告人も浮浪者

も被監視人も幼年者も癡治人も瘋癲者も老廢者も殆んど沿革史上に敘列せられたるが如き凡べての異種類の人間をば一目の下に之を通觀するを得ると云ふの實況なるに非らずや、我國に於て今日の場合、專門獨立の監獄と謂へば僅かに徒流刑以上の重罪男囚のみを集むる所の集治監及び被告人のみを拘禁すと稱する所の三五地方の拘置監ある位のことに過ぎず曾だに一の獨立したる女監獄又は幼年監獄だに之を有せざるのみならず刑法及び監獄則の明文に麗々と被監視人の或者を監獄の別房に留置し又は不論罪に係る懲治人則ち刑罰とは全く關係緣故なき不良少年を容るゝ場所を以て之を監獄の一種となし而かも實際不完全に離隔せられたる否な多くは殆んど何等離隔の設備もなき建物の內に拘禁するの規定を存して平然意に介せざるが如き狀態は恐らく文明各國人の想像にも及ばざるべき所であつて是れが我が今日の監獄事業の實況であると語つたならば少しく心ある者は此一言に依て忽ち其改良程度の尙ほ極めて低くきものであると云ふことを判斷することてあろふと思ふ、而して又個樣に判斷するのが則ち具眼者當然の觀察と云ふべきものてある、文明各國に於ける監獄分類の進歩の著るしきことは上來開陳する通ふりの實況てあるが是れは漫然唯だ體裁が善いの惡いの理屈が合ふの合はぬの又は管理上の便利が有るの無いのと云ふが如き所から來たものではなく結局斯くせざれば監獄の目的即ち刑事政策の旨趣を全ふして犯罪防遏の要義を貫徹し能はざるべきことを確認したからのことてある、監獄改良の順序として我國に於ても亦た之れが實行の必要は吾々當務者の夙に唱道した所ではあつたが其實行を見る能はずして今日に至つたのには抑も亦た原因のあることである、則ち監獄經費が限られたる範圍に於て其地方經濟の支辨に屬して居つたと云ふことが是れてあつて到底在監者の種類に依て獨立の監獄を設くることは實際數の上に於ても經濟の上に於ても之を許すことが出來なかつた譯である、然るに今日に於ては監獄經費もすべて國庫の負擔に移り名實共に政府監督の下に全國の獄制を統一釐革するを得ることになつた以上、一日も早く劃然たる監獄の分類を實行して行刑の擧實、改良の成果を全ふする所あらしめんとは吾々當務者の政府當局に對して切望、措く能はざる所てある、思ふに政府當局の方寸の內、是等の設計に就ては既に十二分の成算あることであらふ、固とより物には夫れ々々緩急順序のあるとてあつて假令ひ爲さゞるべからずして又爲し得べきとてあつても一時急激に悉く理想を實行すると云ふことは大に考慮すべき所にして吾々の希望も亦た必ずしも一氣呵成を求むると云ふ譯ではない其着手の順序は當局者の緩急取捨に任かすとして監獄分類に對する吾々の希望を概括して之を言へば先づ全國に涉り適宜の地方を卜して必要に應じ得らるゝ丈けの數の特別監獄を設け……設くると言つて差當り別に費用を掛けて新築する譯てはない既設の監獄に多少必要の修繕を加へて其儘之を

充用するの意味である……一を幼年監獄として差向き先づ此に其近接地方の十六歲未滿の幼年囚及び懲治人を收容し一を女監獄として此に長刑期の女囚を集禁すること、或る適宜の監獄に設備の完全せる癲癇病監を附設せしめ各監獄に生ずる凡べての精神病患者を此に收容すること及び拘置監の如きも現に既に特設せられあるものは言ふに及ばず將來に於ても亦た益々分離建設の方針を斷行せられたきこと等である、固とより此に言ふ所のものは吾々が差向き今日の場合、現行刑法及び監獄則の窮屈なる範圍に於ける監獄分類に對する希望の一班たるに過ぎない次第であつて盖し當局者の方寸の內には尙ほ此以上に種々の點から分合安排するの考案が立つてあることであらふと思ふ、而して其實行の第一着手として現はれたる所のものは千葉監獄埼玉縣の川越監獄支署を指定して幼年監となし埼玉は勿論東京橫濱前橋等其他の近接地方に生ずる大部分の幼年囚及び懲治人を此に收容せらるゝことに立ち到つた一事である、政府の意は盖し此を手始めとして姑らく幼年監の實驗を試み其經過に依て追々實行の範圍を擴めんと欲する用意に出たるものと思ふ、其聲の極めて微なるが爲めに未だ世人殊に斯界の視聽をすら此に傾くるに至らざるにも拘はらず吾々は此一事を以て我が獄政上、近來稀れに見る所の英斷……監獄改良歷史の上に一新紀元を劃すべき一大美擧なりとして滿腔の同情を以て之を歡迎せざるを得ぬ次第である、余は是より篇を更へて幼年犯罪者に對する立法司法上及び行刑管理上の希望を述べんと欲することゞあるが上來論述し來つた所のものは讀者宜しく其本論に入るの前提として諒知あらんことを望む

○感化事業は創立の時代にあらずして皷吹の時代なり

會員　野崎　宏

何んか故に斯の如き力なき題目を掲げしむるか余輩好んで之を選むにあらず今の社會は余輩をして此の題目に就て謂はしむれはなり、回顧すれは政府か法律第三十七號を以て感化法を發布したるは實に明治三十三年三月にあり、余輩は當時該法律の發布あるを見て監獄事業の成功に百萬の味方を得たるか如くに喜ひ大に之を歡迎したりしなり、蓋は今日刑辭に觸れ再三監獄に出入するもの丶殆んと總てか幼年時代より人間等しき生育を遂けす人間に最も必要なる眞善美を感知せしむる家庭の恩愛てふ雨露に霑ひたるとなきのみならす、父母兄弟を失ひ或は此等の肉身に捨てられ、隣人に顧りみられす遂に天下幾万の可憐兒をして人世の正路を步行せしめす邪路を選ましめ、斯くて巷闇の間簇々として塞を訴へ餓を喚はしむるに至るも一人の仁人立つて人性の心の奥底より湧き出つる一滴の熱涙を之れに注くものなく而して彼等は自己の救はるべき途を見出すの餘地なく僅かに其生命

を保たんか爲めに終に盜兒と化し、或は好惡の徒の手に因て人工的に盜兒となりたるものも亦尠からず、而して彼等の情緒も年と共に發達し、一種の偏情、（冷刻なる社會を怨むの情は益々增長し斯くて幼年より十犯二十犯と云へるか如く數度の罪業を作る間に彼等の年齡も四十五十に達し曾ては健脚腕力に誇りし彼等の手も足も又一タヒは神の前に飾りし桃李の紅顏も秋天一夜の霜に萬木皆枯凋するか如くに落剝枯凋し、哀れむべし彼等は人生の何物たるを解せず、時計の針か其の秒點を刻むか如く一步一步殘年を送りて終に獄屋の鬼となり監獄管理の墓地に累々たる白骨を積み千歲拭ふべからざる汚名を貽すものあるを見るに至つて人生の悲慘も茲に於てか極れりと云べし而して社會の無慈悲なる、罪人とは先天后天的に罪惡をなす賦性を有し到底彼等は改良矯正し能はさる種族なりと宇彙的に其定義を付し冷酷なる思想の下に罪人を所遇したるは近き過去の日本監獄歷史の上に存せり、否今も尙ほ學者輩に斯の如き冷酷なる思想を有する人ありと云ふを聞くに至つては、余輩は其の公益を無視し仁道を賊するの甚しきを憤らさるを得す、然れとも余輩は是等の徒に向つて多く辨を弄するを要せす、只、汝か愛する處の兒童より其の衣服と食とを奪ひ、一年間之を路途に立たしめよ而して汝の愛兒か幸に凍餒せす年と共に賢しこくなりしならは余は始めて余の不明と余の無禮を汝に謝せんと而して人心の變易如何は刑事學や監獄學に就き聞くべきものにあらず

して教育上の實驗と、心理學に就き聞くべき問題なり刑事人類學抔と唱へて破れ笠を醵へし得々として衆愚を惑はすものは實に斯道の賊にして抑も又科學分科の法則を紊亂するものなりと云はざるべからず、俗諺に云へるが如く世界は實に肖者千人明者一人にして斯かる重要なる社會問題も久しく盲者間に弄せられ紛々擾々として之れか適正の解決を與ふるものもなかりしなり

斯くの如き混沌暗黑の間にも一縷の光明は天の一方に輝き罪囚の改良と犯罪の根原たる惡少年感化救治の必要は認められ感化法を制定して犯罪のパチルスを絕ち國家社會の福利を增進せんとしたる美擧を見ては余輩は大に喜び更に大に之を歡迎したりしなり、然るに法律發布後年を閱みする事茲に四星霜四年の歲月長しとせざるも然かもまた感化院を設立するに餘地なしと云へるが如き短かき歲月にもあらず、余輩の寡聞なるか未た彼の法律に基き創立せられたる感化院あるを知らず、犯罪パチルスは年と共に增加するにも拘はらず一感化院の隻影だに認め得ざりしは曩きの歡喜に引きかへ余輩は轉た失望落膽に堪へざるものなり、惟ふに政府と國民は彼の法律を作りしこと忘却したるにはあらざるか、若し忘却せずとならば何んか故に感化院を作らざるか、之を討議するは他の必要なる法律を作るより更に大に必要あるなからんか、吾人の社會に危害を受くる豈に天災地妖のみならんや天災地妖の害は一部分にして其の災害も亦時あつて之を生ず、然るに犯罪

の發生は日夜休止する時なく其禍害の度も亦地震暴風に勝るいと幾許ぞや、試に政府が年々作る處の統計表を一閲せば犯罪のため如何に多くの貴重なる民命と財産とを失ひたるかは思ひ半ばに過ぐるものあらんなり、

夫れ一利を興すは一害を除くにあり一國の國力を充實ならしめんと欲せば宜しく先づ盛んに考案を營み致富を計るにあり、然かれども其の害を除かざれば如何に國民が夙夜勝曾の辛苦を嘗め財を積み市府を擴張するも一朝盜火に罹らんか由なす財產も宏濶なる市街も大厦高樓も瞬時にして炎々たる火焰の中に葬了せられ灰燼の中に立つて茫然自失するの外他なきなり、思ふに義に勇にして利に敏なる我國民が感化院を起さゝるは未だ其の利と害とを悟らざるの致す處ならんか、果して然らば感化法は未だ國民の思想發達に伴はざるものにして、我國の社會には不似合なる法律なりと云はざるべからず、不似合なる法律を作りて其の事業の成立を望むは恰も世界列強の間に立つて一國の獨立を維持する權力關係を知らざるものに向つて海軍擴張を論ずるが如し、之を聞くものは海軍擴張とは只徒らに艦船を增加し海面に一隊の鯨群か空中高く潮水を吐き揚ぐるものなりとして其利益と權力の所在を知らざるのみならず却て其の鯨鯢を屠り其骨と肉とより利益を獲得するを勝れりと思惟すると一般なり、斯くの如く觀察し來れば我國の現狀は唯に慈善事業のみにあらさるなり、現に國利民福を期する事業も甲之を企畫すれは乙之を難んじ區々たる小會社を合併して其の資本を合同すれは大なる利益を獲得する事柄も個々孤立して互に相讓らす、個人は互に猜疑して共同事業を營む勇氣なく口に國利民福を唱ふも之れか實行に乏しきは皆文明の要義を眞に解釋し得さるの罪に坐す、茲に至つて余は先憂の士（若しあらは）に語らんとす卿等か平素乾燥無味なりと嘲罵する哲理を味ひ所謂自我の小觀を去つて眞我の大觀に達入すべき必要あらんかな、僞善を裝ひ我利に汲々乎たる輩々者流の頭に哲理は容易に注入し能はすとするも經濟の原理は則ち此の哲理に符合するコヽ不思議なれ

余や監獄協會の一員として感化院や免囚保護の事業に就ては直接間接社會の爲め余の身思を勞すべき義務を有す、故に事業創立の事に就ても屢々試みて屢々失敗せり固より余の微力の罪なりとは雖も如上の事狀に對照すれは其の失敗ある蓋し又故なきにあらさるべし故に余は云はんと欲す感化事業は創立を勸奬する時代にあらすして社會一般に對し其性質と利益とを盛んに鼓吹すべき時代なりと而して其順序より云ふも國民か『社會の利益は個人の福利なり』てふ文明の要義を悟徹したる後にあらされは日本に健全なる感化院は發達せざるなり若し國民の腦底に是等の要義を悟らずしてお祭り的一時の流行に驅られて創立せんか沙上の大厦と一般必ずや顚覆せん要するに今の時は鼓吹々々實に鼓吹にあり而して之れが動機たり法律上の責任者たるものは抑も誰の任か

訪問錄

○小河事務官の精神修養談

清浦法相は先月の茶話會に御出席になつて社會道德論殊に吾々司獄官吏の心得となるべきことに就て熱心親切に訓戒的談話を試みられましたが是れは蓋し或は官公吏收賄事件とか又は教科書事件とか云ふが如き我が近年に於ける社會風紀の頽敗を證據立てたる所の出來事に深く慷慨憂慮せられたるが爲めでありましやうが吾々司獄官吏たる所のものは其職務の性質から申しても假令ひ平常無事の時だからと云つて常に社會に卒先して躬を風紀道德の活模範となすの心得即ち修養がなくてはならぬと思ふ況んや風紀頽敗の兆ある今日に於てをやて法相閣下の訓戒に對しては新年初頭の賜として厚く其旨趣を服膺し飽くまで其操持を堅固にし飽くまで其品性を高雅ならしめ少くも世人をして我が武士道の面影は監獄社會に就て之を認むるを得べしと言ふに至らしめたきものである所が言ふは易くして行ふは難しで一ト言に監獄社會とは申すものゝ是れが一萬二千有餘の僚友から成り立つて居る所の大いなる團體であつて見れば其個人々々に就て普く品性涵養德行扶持の目的を全ふすると云ふことはナカ〳〵困難なる次第にして多數の間からは勢ひ時に心得違ひの者を出だすを免れぬことである。然るに此多數の者が相寄り相集て監獄社會なる一團體をなして居ることは恰かも人身の生理機關が無限の細胞より組織せられて居るやうなものであつて其一部の疾病若くは損傷が忽ち全身の健康狀態に影響を及ぼす所あるが如く假令ひ一人にても敗德行爲ある者が我が團體の內に生ずるが如きことあつたならば其累ひは則ち忽ち我が全社會に及ぼして其體面を汚瀆せらるゝことになつて玉石混淆、恰かも我が監獄社會を擧つて盡く風紀頽敗、道德壞亂の狀態にあるかの如くに推測せらるゝことになる、名譽あり光輝ある神聖の體面を維持するの困難なる所以にして又同心協力、所謂一人の心を以て萬人の心となし全體の利害を以て己れ一身の利害に繫け銘々互に相和衷戒飾して以て反省を加ふるの必要ある所以である、法相の言葉に古への武士仲間に於て互に武士道を以て之れが制裁を爲して居つたが如くに其心得を以て我が監獄社會に於ても僚友互に相督勵戒飾を加ふる所あるを要すとあるが此言葉は誠に能く具體的に吾々同人が其風紀を維持振肅する所以の方法を示されたるものと思ふ。或は社會の制裁と云ひ或は法律の制裁と云ひ或は又道德の制裁と云ひ制裁の種類にも色々あることではあるが其最も直接にして且つ有效なるものは所謂仲間同士の制裁なるものに如くものなしと思ふ、仲間の制裁力をして益々重く且つ適切ならしむることが出來たならば所謂水清ければ魚棲まずの譬喩の如く薄志の徒、腐敗の分子は自ら咎めて姑且も棲息し能はざるべく偶ま棲息して居つても忽ちにして自滅し淘汰せらるゝを免かれぬ譯である、惡風傳播の驚くべき速力を持ちて居ることは固とより言ふまでもなきことであるが之れと同じく美風の感染し亦た意外に迅速なる進行力を持つて居るものである。美風と言ひ惡風と言ひ結局は風の一種のやうなものであつて惡の日よりするものは惡風にして善の門より出づるものは則ち美風である、風力の利用如何に依つて其機關も亦た或は善く働き或は惡く働らく譯であつて必ずしも風力其れ自身に强弱はないと思ふ、一髮の妙機、所謂語らんと欲して語る能はず能く微妙の間に活察するの明ある者に依て此機を捉へ得られたることならんには其美なる風化力のまた意外に偉大のものあるを感ぜらるゝことであらふ、一國に一國の風あり、一地方に一地方の風あるが如く凡べての團體にも亦た各々其團體を支配する所の一種固有の風あり、此氣風なるもの實に一國一團體の性命にして國の興らんとずるや走卒兒童の間に至るまでも所謂興國の美風なるもの求めずして到り其亡びんとするや悲歌慷慨の士、四方に起て其救濟を絕叫するにも拘はらず諸種の惡風は從て制すれば則ち從て起る、吾々が日常、出入する所の商店などに就て之を見も其繁昌し若くは繁昌せんとする所にあつては何處となく一種言ふべからざる美風の其店內を支配するものあるを感じ丁稚小僧の末に至るまでも能く其

美風に薫化せられつゝあるを覺ふ、余は今日まで此感覺に依て商家などの前途を卜し實際また其占ひの適中し得たるもの幾許なるを知らず窃かに自ら得意として折々は人にも語る所であるが論より證據、何處の宿屋でも一晩、僕に泊らせて見れば必らず其前途の盛衰を占つて見せるのである、兎に角、一國にせよ一部落にせよ將た學校にせよ會社にせよ其他如何なる團體にせよ先づ其一種固有の美風を涵養すると云ふことが何よりも一番大切なることであつて一たび思ひを此に注いで誠意熱心に努むる所があつたならば其間自ら天祐の力も亦た加へられて意外に其成効の覿易すきを感ずることにもなるであらふと思ふ、由來我が監獄社會には一種の團結的相愛和衷の美風あり殊に外、其侮を防ぎ内、其體面を保つの必要あるが如き場合に於ては忽にして相感應適進する氣質の現はるゝを見ると稱せられ内實、大に他部局の敬畏羨望を受けて居ることであるが是れは畢竟我が各監獄當局者の所謂氣風涵養と云ふことに熱心なるが爲めであつて彼の各地に設けられてある談事茶話會と

か或は文武講習會とが言ふか如きものは確かに之れに向て偉大の力を與へて居ることであると信ずる、人或は往々にして獄務の劇職に在る所の者を強て服務時間外、尚ほ頻々講習會等に出席せしむるは酷なりと非難を試むるとのことなるがこんな俗論は決して顧みるに足らぬのであつて其緩急の手加減……反て自ら進んで面白く且つ熱心に出席せしむるやうに至らしむるが如きはすべて監獄當局者の方寸に信任し吾々は尚ほ益々進んで大に之を勵行するの傍ら行く〳〵は倶樂部やうなものを建てゝ此に監獄官吏の休養時間を愉快に高尚に利用せしむるの道を開きたいものと思ふ、倶樂部のことに就て思ひ出したが先頃の臺灣の小松典獄が出京せられ色々臺灣の獄事に關する有益の談話を聽きましたが其節我が僚友の氣風養成論などのことにも及びました所、同典獄の咄に臺北には既に倶樂部の計畫を實行し歸任の上は尚ほ大に其規摸を擴げ雜貨店を開き理髪所を置き書籍室は勿論其他高尚なる慰樂材料の如きも亦た成るべく多く此に蒐集し進んで浴室までも備へて以て休日の便宜を與ふるの設備を全ふすべしとのことであつた實に欽羨の至りと謂はざるを得ぬ、斯かる完全のことは固とより我が内地に於て望んだ所で急に得られもせぬ譯ではあるが少くも前申した獄務講習會の如きものは益々之を利用せらるゝやうに致したいものである、之れが直接の効果はなか〳〵急に目に見へるやうに現はるべきものでもないが現に之を勵行せられある所と然らざる所に依て同じ監獄ながらも其間に風紀上何處となく著るしき相違あるやうに感ずるは則ち其効果のある所であると信ずる、斯く一面其氣風の振粛涵養を計ると同時に一面また此氣風の下に強く且つ適切なる制裁力を發達助長せしむることになつたならば監獄の前途、蓋し大に吾人の意を強ふするものありと確信する次第である

精神修養の議論が一時盛んに我が同人社會に皷吹せられたことがあつた、それは恰度明治三十二年頃から三十三年頃にかけてのことであつて當時の協會雜誌などを見ても歴然と其風潮が察し得らるゝのである、私共は誠に頽毋しき欣ぶべき顯象として之を迎へたことであつたが是れが恰かも作業熱、階級熱、教育熱などゝ稱して時々氣まぐれ的一種の流行をなすものと一般に私が三十三年の冬外國から歸つた頃には何ふ云ふものであつたか精神修養談などは殆んど全く其聲を潜めて仕舞つたやうである、所か此精神修養と云ふことが最も大切なるものであつて美風の涵養、其必要なること固とより言ふまでもないとして偖其美風なるもの如何にして之を得らるべきかと窮極すれば結局、精神修養と云ふことに歸するのである、風紀の根元は個人の精神にあり、其精神にして修養せられざる以上は到底鞏固にして健全なる風紀の維持發達は望み得らるゝ譯でない、是に於てか法相閣下の所謂其長るゝ所を知り其守る所を定めよと云ふ人生の一大問題に接着することになる、法相曰く或は己れの信ずる所の宗教に依て守る所を定めても宜し或は一字一句の己れの心に會した事でも己れの守る所は定め得らるものである云々又曰く其恐るゝと云ふことも其人々の信する所に於て顧み恐るゝと云ふ所があつて宜し社會の制裁に恐るゝと

云ふ所があつても宜し何んに長るゝ所があつても宜い必ず其長るゝ所がなくてはならぬものである云々此所が閣下が吾人に訓戒せられたる數千言中の要點であつて最も深く玩味服膺せねばならぬ所であると共に最も切に吾人を煩悶懊惱せしむる所と謂はざるを得ぬ。一字一句の己れの心に會した事に依て果して悠久に且つ健全に己れの守る所を定め得らるゝものであろふか將た又社會の制裁とか其他何々と名の付け得らるゝやふなものに依て果して永遠無礙に己れの長るゝ所のものを繋ぎ得らるべきものであらふか此所が即ち吾人の大に煩悶懊惱する所の大疑問であつて精神修養の必要を感するは即ち之れが爲めである。精神修養のことに就ては我が同人社會にも立派の宗教家として又得道家として敬仰すべき人も少からぬことであれば宜しく吾人、道を求むることの切なる者に向て面命耳提の勞を取らるべきことであらふとは信ずるが兎に角私一己の實驗的確信としては千言万句、唯だ宗教に依て己れの精神を修養し遍照無礙の彌陀の光明に攝取せられんと哀求する信仰の力に贈るの外あらざるべしと思ふ。前面私の談話筆記が未完となつて居るが爲めに何とか締め括りを付けねばならぬ所でありますが彼の續きをお聽致しますと徒らに長くなる計りで七十頁制限の貴重の紙面を空塡するの恐れがありますから故彼れはあれで先づ一段落付いたものと御承知を願ひたいものである

雜錄

○斯界短信

○古野典獄より

前略川越幼年監獄の事に就ては兼て御高話及承候次第も有之知事へ經伺の上此程同地へ出張致し親しく幼年囚所遇の實況熟視して夜學寢臥の樣子に至るまでも詳細視察を遂げ申候當日は早崎典獄にも監督巡視として當地に來合はし居られ萬事打合せ上にも好都合を得候事に候本監も未だ開始早々にて諸事取込中には候へども支署長始め署員何れも熱心に職務に執掌せられ居り候樣見受けられ殊に教員より轉任せられたる金子某氏の教授方は其用意の懇切周到なる實に敬服に不堪候幼年囚をして追々農業に從事せしむるの範圍を擴め候こと適當と存候小生も曾て北海道在勤の砌未丁年囚を撰んで農業に從事せしめ候經驗有之春には耕耘種子を蒔き辛苦艱難の後、秋には其實を收獲せしめ候事如何にも兒童をして父母鞠育の恩を感ぜしむるに適切の敎訓を與ふる者に有之感化上有益なるのみならず發育上に於ても亦た頗ぶる有効の方法を相認め申候併し實驗に依て之を見るに其間また愼密の注意を加ふる所あるに非らざれば動もすれば荒々しき氣風を馴致するの弊に陷り易すく兎角喧嘩或は鬪打沙汰などの頻繁を致す結果あるを免かれざる者に候概觀する所、本監拘禁の幼年囚は顏色も宜しからず何處となく榮養不良の狀態を現はしも居り候樣見受け申候是れは都會貧民生活の常況にも可有之歟斯々る榮養不良の幼年者に對しては別して農業を奬勵するの必要可有之と存候、飯料は普通監獄に於けるが如く銘々各自の定れる宛扶持の方法に依らず飯櫃を與へて各自の欲するまゝに合同的に採食せしめ候方可然と存候御承知の通り岡山の孤兒院にては所謂滿腹主義に依て隨意に食事せしめ居り其成績も宜ろしとの事に候小生も福井縣在任の頃、懲治人十三名に對し其分量の飯を櫃に入れ隨意に食事せしむるの方法を試み候處最初は少々不足を感することも有之候へしが後日に到り反て剩まる程まで而かも彼れに取りては宛扶持の當時に比して遙かに滿腹を感じ滿足を與へし め候ものと見へ何となく下司じみたる野卑根生相失せ更にカッ〳〵するやうなこと無之樣相成申候或は衞生上如何可有之歟などの懸念も有之候へども畢竟杞憂に不過と存候下署

三十六年二月二日　　古野嵩央

○孤岳翁より

前略從來の雜誌、兎角趣味に乏しきが爲めに多少の影沙汰あるやにも漏れ聞くこと有之候へしが本年一月刊行の分は一躍其面目を革められ趣味タップリ、一同大滿足のことに候當局各位の御奮發感謝の至りに候四國の○○○○は中國邊の海岸にて

一月早々棧橋より入水の喜劇相演じ候由に風の便りに聽き傳へ申候其時の顏を寫眞に殘したかりしものに候敎科書出版事件に就き一月發行の雜誌に別天生なる人ありて東京便と云へる欄内に因人の手に成る敎科書をは淸淨無垢なる兒童に讀ましめては敎育上遙からさる惡感化を與ふる云々と有之此人は如何なる人なるか知らされとも多分東京の人にて多少協會に緣故を有する人ならんに左りとは餘りに時世後れの人もあるものなり長生きすれは隨分珍しき說も耳にするものなりと大に驚き申候囚人の手に成りし製品の王公貴人の手に渡る世の中に小學兒童の手にする敎科書の印刷製本か因人の手に成れはとて如何なる黷武惡感化を來すべきや其理由を後學の爲否迷途の土產に聽き度ものに御坐候迂老も今少々若かけれは喧嘩腰になりて一戰を試み度候得共海老腰の老人は若い者の眞似するにもあらされは差扣申候呵々下略

二月五日　　孤　岳

○奧村典獄より

前略本月刊行の雜誌は著るしく從來の面目を一新せられ候樣相見へ各位御盡力の段斯業の爲め感謝する所に候近年逃走沙汰增加に就き御訓告の次第正襟熟讀仕候殊に其內の一部分に當署建築地より逋走したるものも有之候かと思へば背汗淋漓、滿身を濕し候樣相覺へ申候又同雜誌訪問錄中の記事、趣味津々として溢るゝ計りの內に言ふべからざる有益の敎訓を與へられ候こと今更ら感激の至り結局は人にあつて物に存せざるの格言、吾々の深く肝に銘すべき所と存候今や當署の如きも周壁漸く成らんとし建築工事も着々進行しつゝあるの時に當り一層署員と共に厚く戒飾を加ふるの必要ありと相認め申候本年は奧々も注意の上に注意を加へ當署よりは一人の逃走者も出さぬ樣相努め可申覺悟に候云々

一月三十一日　客冬來初めての降雪、朝來降り積ること一寸餘午後三時尙不歇

關次郎

○早崎典獄より第一信

前略其砌一寸申上置候通り生儀去五日（木曜日）午後より當川越に參り子供等と寢食を共に致し居候彼等は何れも能く勉め能く勵み居申候

幼年監創立以來初めての放免

小生出張の翌日（即六日）は當幼年監ありて以來初ての放免者有之其出監者は足利の人にてAIと申ものに有之父は實父なれど母が繼母との事併し母はまゝにはあれど能く親切に世話致し呉候由AI自からも申居候兩親以下一家族極貧しく暮し居り父は屠なと買ひあるきつゝ其の日々を暮らす者の由過日一度は面會に參り候へど今一度迎ひに參り候ことは痛く困難の趣にて何卒放免時には一人にて歸し賜へと情願し去りし由。然るに本人AIは農家に奉公中例の惡少年に誘惑せられ東京見物を餌に誘ひ出され途中にて捨てられ饑に迫りて聊かのものを盜みたる初犯の事に候へば罪情憫然にも有之殊に初犯にて父母の世話と警察の保護さへ能く行屆かば累犯を免れしむることを得べき見込ありと認められ候旁々唯一人足利迄の長距離を旅行せしむるときは又々不覺を採らむことを恐れて、松井敎誨師に連れ屆けさせ申候。出監の際小生も玄關先まで見立て、別辭を告げ候處、子供心にも憫れしとや感じけむ、涙ながらに出門し敎誨師に連れられ歸へり行き申候、敎誨師は無事に彼を送り屆け兩親に今後の心得方を訓話し罷早川支署長の注意にて彼地警察署に立寄り將來の保護方申込ませ置き候由、本人AIの家は他家の裏屋にて一ト間の外少許の椽側あるのみにて其一ト間とても疊抔は一枚もなく唯薄緣四枚を敷きたるのみ、臺所とて別にあるにはあらで右の椽側に竈を置き物を煮焚する樣子に相見へ凡二時間計り上りて、越方行末の話とも言ひもし聞きもしたれども、一杯の番茶だに沸くべき樣子だに見受けず（勿論お茶など辭退したる爲にもあるべけれど）さて第一に氣遣はしかりし繼母の人物如何と問ふに、いまにも分娩せむ樣子にて起居にも苦しげに見へたる外に六歲の女兒あり、繼母の連子なる二十二歲とか謂ふ男子あり、AIと同腹の兄に二十一歲と謂ふもあり、隨分混雜を極めながらも其繼母と謂ふは、人物は好く物も分りAIを邪魔にする氣色毛頭見へず、最も親切にあしらいたりとの事、父は實父にて貧苦の中より態々面會にも來る位に候へば勿論親切に世話可致警察の署長初め最早再犯の虞な

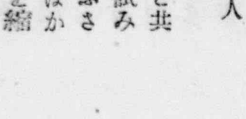
かるべしと申居候由に候へば、何卒此子を將來眞人間として譯らせ賜はむことを天地の神に祈居候事に御坐候、本人も子供に似氣なく農夫にならむことを志望致居りまた數多の子供の中にも銀持つ業は第一等に有之旁々再び罪惡より遠かるには都合宜しかるべく私に望を囑し居候事に御坐候

ありしとをば筆のまに〳〵書きつけ候へば、限りもなく長く相成候儘、先は初ての放免に關る一事御聞に達し度、取急ぎ亂筆如此に御座候草々拜具

二月八日月曜日　　春　香

○早崎典獄より第二信

前略子供等食事の件懲治人の方丈は兎に角形ばかしの食堂出來上り今朝迄は例の鐵皿に數字を以て食の等級をあらはしたる打拔飯を盛り食卓に依りて會食せしめ來候處今午餐よりは右鐵皿を止め世間普通の陶器椀に改め給仕人（懲治人仲間）をして給仕せしめ食の御代りなど隨意に任せ申候處、體裁も備はり同じものながら食物の味も能く一同殊の外滿悅罷在候、食物の分量は總體に於て制限を付し居候へば喰込などの憂は無く候、食堂の體裁は質素なる寄宿舍などの食堂と大略同樣に有之、子供等三十三人左圖の如く食卓に就き、何れも行儀能く食事致し申候、尤も子供の事に候のみならず麥飯の事に候へば自然米粒や麥粒の二ツ三ツはこぼすことはあり候へど



前週土曜日の午後三人の懲治人を連れ支署長と共に郊外大凡一里なる伊佐沼と申す沼迄散策を試み申候、案內者たる小生を初め帶劍の儀にてはふさはじ其の他何や彼やとの議論も候へしが、さばかり心配して四方八面申分なき日を待つは手足を縮めて龜の子を學ぶに等しと存じ一切無頓着に生も早川支署長も帶劍の儘連れ出し申候處、三人共小供心にありとある感情、一時に起り來るものゝ如く、何れも最も面白げに大凡一時三十分間を費し

再び我が住家へ歸り申候、此散步に付き二ツの著しき事柄（最も小さき事には候へど）を見出し其一ツは、三人共兩手を垂下して行列の順番を潰さゞる事、他の一ツは、往復二里弱の散步に唯一言も話をせざる事に御座候、之を所謂紀律的に評し候はゞ如何にも行儀能き子供等のあるきに可有之候へども、若も生をして無遠慮に評することを許し賜はゞ、丸で牛の行列など評するこそ寧ろ至當なるべきか、歩くときは構はず兩手を振れと謂へば、子供正直に癖が付て振れずと答へ、行列の順番杯潰してよいから子供らしく先になり後になり抔して自由に活潑に歩めと謂へども、ソーも得せず、快活に面白く話せと謂へど遂に一言の語を言ひ交はさず、半途にして初て秩父、上州信州邊の山々を見付けアレは何山ですかと問ふ、夫れより沼に至りて便用（御免候へ）を辨ふしたりと見へ行嗣を顯ひますと言へり、生等は實に〳〵動物の如き哺の如き人間を日常作り出しつゝあることを見出し申候、序に今一言申上候へば、朝は每朝起床の令鐘に依りて子供等も小生も同時に臥床を離れ其離るゝや子供等は小生に向ひ最も丁寧に御辭儀はすれど、唯一言のオハヨーを言はず、生はオハヨーを言へと關に促せど言はず、子供等は言を典獄に交はしては反則かと信じ居るらしく相見へ申候

神身共に教育時期の最中なる子供等に、歩むにも手を振らしめず、朝もオハヨーだに言はしめず、一日と過ぎ一月と經ぬらむ間に、いうとはなしに唖的人間に變造すること經世家の須く一考を要する所に可有之、幼年監の設備は急々益々急務なるべきを感じ申候、今少しく切實に具体的に申上候へば、今日數十万の國費を投じて成年監（縱令完全なる分房監なりとも）を新築せむよりは、寧ろ從來の古建物を間に合ふ限り成年監に利用し、從是は進みて幼年監の設備に着手せられむこと切望の至に奉存候

右は取込中、例の隨感隨筆に有之言辭の穩かならざる所も可有之、よしなに御よみなしの上痛く御尤めなき樣願上候也　草々拜具

二月九日　　春　香

○千頭典獄より

前略過日御來舍の節御打合せ致し置き候殘飯の件其後色々研究を遂げ注意を加へ候結果今日にては一日多くも十二三貫目、少きときは五貫目內外、平均殆んど十貫目に足らざる狀況を呈し候樣相成申候尙ほ進んでは一日壹貫目內外の殘飯に止まらしめたきものと存候如此き狀況に候間來年度よりは殘飯買受人の契約を結ぶの必要も有之まじく候云々

○編輯局より

右書翰は何れも小生へ充て發送せられたるものに有之固とより親友間の一私書たるに過ぎず送らるゝ人に於ても所謂懇意づくの間柄とて意に任かせて謂はんと欲する所を述ぶるに專らにして執筆上、格別の注意を用ひられざること勿論なり然るに今小生の一存にて之を雜誌上に公けに致し候こと發送者に取りては如何計りか御迷惑に思召し候半と恐縮の至りに候然るに其事の多くは直接間接に斯業若くは本誌に關係を有し同人社會の參考に資すべきもの少からず之を小生一己の閱讀に止め候こと如何にも衷心に於て愛惜に堪へざる次第に有之御迷惑も顧みず此に公開を敢て致し候事情不惡御諒恕を仰ぎ候尙ほ孤岳先輩の御書信中、別天生の寄稿に對する御論駁の件相見へ候處是れは小生も至極御同感に存候實は別天生なる人は御推察に違はず多少監獄に緣故ある者どころか編輯局中最も有力なる一員に有之小生も別天氏には假合はしからぬ辯說を唱へ候ものよと意外に感じ居候所に御座候此段併せて此に申添へ候

二月八日　　編輯局に於て　岳洋生

○幼年監に對する希望

別天生

吾人多年の希望に屬する第一の幼年監は茲に創設せられぬ、而も輦轂附近に於て早崎典獄の熱心なる同情の下に成立を告げたるは同人諸士の宜く先づ慶賀欣祝せざるを得ざる所なりとす、建設の土地は川崎、民情頗る惷朴、茫々たる武藏野の平原は耕耘に適し灌漑の便亦缺くる所なし、自然の風光唯獨り幼年監に適切なるのみならず、治獄の要は人を待つて始めて成るの格言の如く眞に其人を得て能く偉大なる感化を彼等不良少年に與ふるを得べきなり、否寧ろ數年を期せずして良好なる成績は發表せらるゝに至るべきを信じて疑はず、此土地にして斯人あり、自然と人爲と相待つて鬱がて漸く樹蔭の下に生を保ちつゝある嫩葉は輝きたる日光に曝され、烈風强雨の間に揉み荒されたる嫩芽は適當の鞭育を遂げて亭々たる大樹とも爲り物の用を爲すに到らむと饒懸けて見るが如し、さはあれ予また多年の宿望茲に成れりとし徒らに手を束ねて座視せむは平素言實を重んずる者の爲すべき所にあらざるのみか、善きが上にも尙好き成果を結ばむことを希ふは一般の至情なるが故に聊か私見を聯ねて以て直接に同監獄、間接には他監獄の參考に資する所あらむと欲す、唯慨む予未だ實際に臨むて同幼年監の組織運用の方法を觀察せざるが故に或は予の言費辭言はずもがなの叱實を受くるに至らむを、若し夫れ斯の如しとすれば寔に國家の幸福之に過ぎざるは言を待たず

一、幼年監は十分綿密に分類を爲すを要す、川越幼年監は幼年囚と懲治人とを收容するものなること本誌前號所報の如し、而して兩者は縱令ひ過御の法に於て略同一なりとは謂へ全然其の性質を異にする者、從て全く之を別異せざる可からざるは勿論にして一は多少刑罰的感念を以て遇せざる可からず、此の點に就ては豫て小河先生も親しく同地に臨まれ劈頭第一に詳しく說明の勞を採られたる趣にしあれば今更予より彼是喋々するの必要なしと信ず、然れども尙ほ茲に多少分類の意義を敷衍するの要あるべきか、請ふ予に數言を容せ

分類と謂へば第一に年齡男女の性、個人的及社會的周圍の狀況並に罪科に就て適當に類別するは勿論である、若し此等の者に就て何等の注意攝擇を加ふることだになく、雜然紛然混同雜居せしめ同一規律の下に服從せしむるときは皮想の觀を以てすれば公平統一を得たるが如しと雖も其の實犯罪の原因に向つて何等の施設する所

なく他日放免の曉は結局再び犯罪漠と爲つて入監するを免かれざるなり、男女兩性の分類は言はずもがな、年齡に就ても十二歲の子供と十八歲の子供と同一の時間表の下に課程を踐ましめることは宜しくない、日常の生活は幼時五六歲の差異でもすつかり違はなければならない、例へて謂へば起床就寢勞働食量運動等の時間に於て全然年齡の如何を顧みないことになれば一方は身神の漸く成熟に近き者と未だ其程度の低ひ者とを混同して同一の鑄型に入れる樣なものであつて成効は覺束ない、生理學の側から謂つて見ても十二歲の子供は十八歲とは餘程違つて居て幼者は比較的に多量の睡眠と休息とを要し且また多くの食事と多くの運動遊戲を要する譯であつて工業若くは學校教育なんと謂ふ者は比較的出なくて宜ひ筈である、斯の如く年齡に應じて各別に處遇することを圓滑に行はむと欲すれば、結局居房若くは棟を別にしなければならぬ、また罪科に依ても多少顧みる所がなければならぬ孤兒棄兒其の他兩親監督の下に成育しない者即ち浮浪乞丐の徒は之を他の犯罪者と分類しなければならぬ、中には窃盜と毆打と謂ふが如く全く罪科の類を異にして居る者もあろう、此分類も必要です

以上年齡と罪科との分類計りでなく性行體質兩親の關係をも調査しなければなるまい、乞丐は概して單純なる窃盜罪よりも性行が墮落して居る殊に體質に至ては更に述べましようが獨り體力の健否計りでなしに愚鈍即ち道德上の標準點の下劣なものがある兩親の關係等に於ても孤兒もあれば富家の子弟もあれば墮落した兩親があると謂ふ風に各人悉く違つて居る

斯の如く分類をして見ると結局は個人的待遇と謂ふのに歸する、分類は多數の子供の內で比較的同一分子を類別して置くと謂ふに過ぎぬので此の內にまた各個人は分類の一人としてゐるが各々特質を持つて居る、是れはどうしても個人的待遇の力を藉らなければならぬのです、分類と謂つても年齡罪科等或種類迄は分けられるがさて性情の根原に至ると到底分けられない、

同一の者の內には必ず不同一な點がある之を補ふの方法として個人的待遇を用ゆる、主たる目的は個人的待遇で分類は個人的待遇を全ふするには是非とも綿密に身體と智識の檢査をしなければならぬ、犯罪兒童の身體の發育の程度はどうしても他の同年齡の兒童よりも劣つて居ることは明らかである、即ち身長に於ても目方に於ても其の他の發育程度に於ても劣つて居る、之と同樣に智識の程度も亦劣つて居るのである、智識の程度は身體と同樣に之を標定することが難ひから正確に分からぬけれども體力のそれと同比例を以て劣つて居るは學說の證明する所で、身神相關の理は爭ふ可からざるものである、體力の强健策を講ずることは一面智力の發達原因とも爲り加之他日放免後勞働者と爲つて社會に伍することを得る譯で、特に幼年者に就ては此點に注意をしなければならない、夫れで毎六ヶ月には必ず體格檢査をして欲しい、檢査の結果若し或部分の發達を爲ないことを發見したならば更に醫師は之に就て救濟策を講ずる、固より既に入監前から身體諸機關の健全して居る者ですから醫者は少しく之に注意を加へたならば速かに能く發達するであろうと思ふ、また智力の上に就て觀察すると愚鈍者か必ずあるに相違ない、此者は特別に敎育を加へなければならない種類のものです

幼年囚殊に懲治人に對しましては敎育運動精神計り賞めずに多少精神上の休息即ち遊戲を與ふることも必要であろうと思ふ、之が爲めには樂器を利用するが如きことは美育發達上最も望ましきことである、或はまた敎誨師敎師其の他の吏員抔が晩餐後二三の者を自己の室に呼び寄て談を共にし共に樂を奏するか共に其他の遊戲方法を講ずると謂ふ風に家庭的快樂を以て感化せしむることも極めて必要である、乞丐の類は殊に此の家庭的快樂を享受して居らないから尙ほ一層切實に感ずるであろうと思はれる

多少文字の書ける者に對しては必ず日記を携帶せしめて隨感隨筆の習慣を養成することが必要

です、其の他愛情の養成方法耕耘の副業としては鷄豚を飼養せしむることも適切でしよう放免後の措置に就ては最も肝要である、第一幼年監を建設するに就ては此邊の注意を初めに研究して置かなければならぬ、私は實に此點に就て苦慮するのであるが、先づ矢張免囚保護會の如きものゝ必要は已むを得ないでしよう、尙詳細は次號に述ぶることゝ致します

○東京便

協會編輯局內　別　天　生

拜啓　本月は豫ねて御承知の通り第四期警監學校生徒の卒業期に有之諸氏は何れも必死の勉强に御座候、互に競爭して優等の成績を得られむこそ固より望む所に候へ共之を以て唯一の目的と爲すは僻が事に候、優等の成績よりも寧ろ將來に於ける運用の方法が大切に有之、諸氏歸任の後大に面目を革むるに至れりと謂はんこそ希望の至に候、警監學校卒業生の比較的好評を博するを得るに至らざること、固より諸氏の實には無之候へ共尙一層奮て前期卒業生に優つたる怪腕を揮ひ同人をして刮目せしむるに至らむこそ吳々も望み申候、全體今日の敎授法にて諸氏を責むるには酷に候へ共諸氏も亦一面大金七万圓を投じたる學校の前に對しても多少何事か實効を奏することなくては叶はざる事と存候

學校は少なくとも半期丈は奠鴈なり小管にて講演せらるゝに至らむことを望み申候、左すれば多少どころではなく大ひに實務の演習も相出來可申從來に比し一層効績顯著ならむと存候

小生は今日只管監獄官制の發布を待望致居候、其の施行期は無論來年度よりに可有之、從て官制發布後何角主務省より諮詢若くは指示せらるゝの必要も可有之かなんと被察候、典獄會議も近日中に開かるべき模樣に承はり居候、併し是れも未だ省議を經て確定致したる次第には無之、其御含にて願上候

川越幼年監は近來の快擧に有之、熱心なる早崎典獄を始めとし支署員の同情の下に彼等を蓄育するに至りしこそ斯道の慶事に御座候、何れ本月中には是非拜見致度と存居候へば次號には詳細現況をも報道可致候

小生は好むで各府縣發行の監獄報を閱讀する者に有之、此の內には隨分有益なる資料を得候事を感謝致申候、殊に德島の分に對しては野崎典獄を始めとし、松隱君若くは其の他出色の文字を拜見致申候、熊本兵庫何れも亦傑出したる點を見出し候着々として改善の方嚮に向はせらるゝこと典獄の訓示に依りて一々掌を指すが如く相感じ申候、何れも進取活氣に富みたる有爲の典獄たるは謂はずもがな、此一部の監獄報に依て見るも諸先輩の意氣躍如たるを覺へ候、其の必要部分だけ本誌地方通信欄に揭げ申候間御諒恕可被下候、爾來は何れとを問はず右監獄報より拔萃する事も可有之豫め御含置被下度願上候

此度は短信には候へ共紙面にも限りあることなれば是にて御免を蒙むり申候敬具

○小笠原島及八丈島視察に就ての所感　其一

藤　澤　正　啓

小笠原島は東京府の管轄に屬して島廳區裁判所監獄支署の設けある地てありますので、是までに巡視を試みようと思ひましたが日々多忙のため其意を果さなかつたのです、が幸に小閑を得て十一月十日出發して本島並に八丈島の視察を了へたのであります、御承知の通り大洋の一小島嶼ではありますが頗る內地と人情風俗を異にして居ります、八丈島には慶長十一年淨田中納言父子を遠島して以來明治四年までに千八百八十五人流罪人を送つたことがある、て此等の扱ひ方に就ては後に八丈島のことを述へる際に讓りますが、此小笠原島に犯罪人を流したことは無いようです、が併し明治九年頃警視廳一等巡査であつた吉野と云ふ人が職を辭して石川島監獄の囚徒て强盜犯の極めて兇惡なる重罪囚五六名及放火犯であつたかと思ふ女囚一名とを連れて渡島したことがあつた、處が彼地ては別に監獄と云ふ建物に收容せず普通の屋舍に

起臥したので規律とか取締とかは不行屆であつた其れがために島民をして畏怖の念を生せしめ、其風俗の上に惡影響を及ぼしたことは少からぬことでありました、其の後明治十七八年頃であつたかと思ひまするが曾て警視廳典獄として歐州各國へ出張し獄政の調査をせられた此事業に老練なる曩きの警保局長現任香川縣知事の小野田君の主張に依て開拓の目的を以て多數の囚徒を此地に移すの計畫を立てゝ其運ひを進めたことのある地で監獄との緣故の淺からぬ地であります、遡つて此島の沿革に就て聲へると、文祿二年即ち今を去る四百十年前民部少輔小笠原貞頼と云ふ人の發見したので小笠原島と名けた、其以來延寶三年幕府開拓の議を起し享保十二年貞頼の曾孫貞任と云ふ人が祖志を繼て該島へ往きて經營し、其後數々內地の人民移住を謀り開拓を企てたけれとも皆結果を全ふし得ないで終つた、維新後明治六年七年に再び開拓の議を起し內務省から數名の官吏を派して百般の事業島務を經營せしむることゝなり定期航海の便利を開いたのであります、同十年に扇浦に開拓の碑を建設せられて「開拓小笠原島之碑」と云ふ大久保內務卿の碑文に依て當時の狀況を推知するに足るのです、同十一年から該島の事務を東京府の管轄に移さるゝことになつた、而して警察監獄事務は同島島司に於て取扱來つたのですが明治二十六年十月警視廳官制が改正になつて警察監獄事務は警視廳の主管に移つたのです、が其事務の扱方に付ては依然島司に委任せられることゝなつた其後三十四年中同島大村監獄を鎌治橋監獄父島支署と改稱することになつてから島司に委任してあつた監獄事務の執行委任を解て支署長を置くことになつたので同島總書記に監獄書記兼務を命して支署長とし其部下に專任の看守三名を屬せしめ內一名を看守部長としてある狀況であります

此監獄に入監する者は一年間二十名內外で、區裁判所の裁判權限に屬する輕微の犯罪者でありますから論重大犯罪者の入監することは無いではありませんが其れは東京地方裁判所の管轄であるから押送する日まで留置くのであります御承知の通り同地との交通は一ヶ月一回橫濱より汽船の往復があるのみてすから其船便のあるまで留置くのであります、斯樣な次第でありますから刑の執行其他の扱振に就ては參考とすることはないのであります、昔時から八丈島へ犯罪人を流したことは歷史の上に見へて居りますが小笠原島へ流罪人を遣つたことは見へない、加之多數の囚徒を送ても之れが役業に乏しく又開拓の餘地は無いのでありますから監獄を置くには不適當の地であると思ふのであります、故に曩年小野田君が囚徒移住の計畫を立てたる後竟に中止になつたは今日より權測すれは却て幸ひであつたかと思ひます尙其島の位置地質風俗等に就て少しく述べませう

位置

小笠原島は橫濱を南に距ること五百二十九海里即北緯二十六度三十三分東經二度二十分に在る島嶼にして父島（島廳の在る地）母島聟島の諸島其外に兄島弟島南島島野羊島東島西島南島北島瓢島八丈島姉島妹島姪島等附屬の群小島を總稱したのであります

地質

地質は概ね巖石で山谷嶮阻而かも骨を露出して平曠の地少し海濱は多く砂質であつて漸次內部に入るに從ひ赤土色又は黑色を帶ひて居ります、山間又は山腹の傾斜少き地に甘藷を植付て肥料を用ひずして能く一反歩三四樽を收獲することが出來る、島地の相場は四圓內外で樽代……樽は內地より輸入する、此樽代と港までの運賃とに二圓以上を要するから收支計算の上に於て當時の如く有利の事業で無いと云ふことであります、が其數量は白下と稱する下等品平年二万樽以上を內地に輸出すると云ふ、其外は芭蕉の實と「パインアップル」の副產あるのみてある、芭蕉は多くは庭園又は接續の地に植へ一度實を結べば切り採て新芽を出す翌年に至て再び實を結ぶのです「パインアップル」は甘藷耕作地と同質の地に植へるので一年一回實を結ぶ其實を結ぶに定期はないとのことであります、樹木は其地質が既に岩石若くは砂礫地であるから繁殖には不適當でありますが加之此地に島廳庭設の當時山林を濫伐したるがため全島の山脈中樹陰溪流のあるを見ずと云ふ有樣てあるのです、其

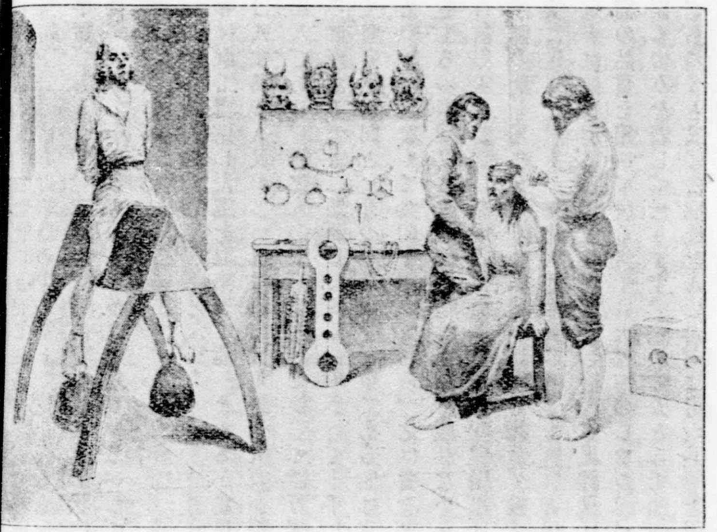
結果將來に於て甚有望なる食鹽を製する燃料に乏しい、又其ために頗る望ある魚類の輸出にも困難である、底で塩は止むなくも陽燕製とでも申しますか俗に云ふ天日製の法に依らねはならぬ然も此製法は失敗した先例もあるので果して將來に其結果を見るや否やは疑問であります、樹木の種類も椰子棕櫚の類のもの一二あるのみで內地に於ける松杉或は柳梅櫻の類は皆無で、鳥類には鳥雀の種族に屬するものなく僅かに鶯、繡眼兒、瑠璃鳥、鷹の如きものが朗かに聲を放て人の耳を樂ましむるのみで、春風はそよぐも岸に柳は無い鶯は、鳴ても庭に梅の影も無いと云ふ甚不釣合の譯でありして風流とか雅致とか云ふ趣味は至つて少いと申しても宜いと思ひます、又此島は温帶中の南方に位して在るが故に熱帶地方に多き蛇蝘の類は內地より比較的に澤山棲息するであろうと豫想したるにも拘らず其影をも見ない、之れは前述へたる地質の關係がありはしないか、此點に就ては博物學者や地學研究に從事する人の說明を願ひたいと思ひます、兵庫丸船長の談に此島は十質風景又は樹木の種類は全然內地と異りて新嘉坡に酷似たる處ありとのことであります、其島の瀨海は巉巖礁石相連り波濤又險惡で漁濫良港に乏しいが比較的

良　港

と云ふべきは二見港である、港の入口は西方に向て居て其突出した岬を海上に百間許を距て烏帽子岩と名くる岩がある、當方から行くと港の左岸を大村と稱して島廳裁判所警察署監獄支署の在る部落であつて之れと相對する右岸を扇浦と稱して元島廳の在つた地であります、此港の海底は岩石で濱地珊瑚礁の碎片を以て埋まつて居て往々噴火質の石を交ゆるを見ることがあります、此港は一面に海面を見晴らすことの出來る極めて心地よき處である、けれとも唯惜むべきは港の入口に當れる烏帽子岩より約二百間南東南の方向海底に暗礁があることです、此暗礁は干潮の時でも其礁頭より五尺ばかりは海水を被て居るから海水の平穩なるときは其形は顯はれないで風浪高きときは波頭曲折沫を成して飛ぶが故に漸く知ることの出來る、實に危險千萬であります即ち之れが一の妨碍であるのです、夫れ故に此二見港に出入する船舶は皆烏帽子岩の南方野羊島の方に寄りて舵を操ると云事實であります、二見港は灣內廣くして其形狀は長崎に似て小なるものと思へは大差なかるべしである、次には

人種住居風俗

等に就て實見した處を取束ねて述へまするが島民は八丈島の人民が多い次は遠州武州野州人及ひ歸化人である、歸化人の家屋は極めて狹隘で數万圓の財產ある者も二間間口に四間位の奥行て半手して寢室と居間とに分つ、島中疊を敷てある處は官舍の外にはなくて呉蓙を用ひて居る、之は疊を製造するの困難なると氣候温暖で寒氣を感せないから左程の必要としないのでありましょう、屋根は棕櫚の葉を用ひ又多くは家屋の周圍も此葉て張て壁に代へて居る、歸化人は赤貧の者ても厨房と居室とは棟を別にし、衣服は洋裝し清潔で更紗又は縮の品質を用ひて居る男子は大概縮のしやつ、づぼんのみを着して居ります、茲に外人として如何てあろうと異樣の感覺を起したのは男女共靴を用ひないで跣足であることです之れは一は製造の困難なると一は實地の不便からであろう、と申すは「カノー」と稱する丸木船を用ひる場合に於て、其船は幅一尺二三寸で長二間內外の極めて小形のものであるから、航行する際に海水が這入る、すると其度毎に足部を濡らすことが多い此等の場合には靴を履て居ては不便であるからであろうと思ひます、此歸化人は多くは帆船に雇はれて五月十月に至るの間北海道近海へ鱒虎を獵に出掛けて多きは千金少きも五六百金を獲て得歸とのことであります歸化人は極めて從順で內地人との交際は頗る親密て毫も不快の念を有たぬとのことであります、學校では內地人の兒童と歸化人の兒童と机を共に並列して居りますが互に撲斥する樣なことはなく和々學習に勉めて居ります、教師の談に初級は內地人の成績概して好く卒業期に近けは歸化人の成績が宜いとのことであります、其れから島民の食物は大抵內地より輸入を仰くのですが內地人の常食は米又は麥でありますが歸化人は唐薯黍を用ひて居るのであります、先づ該島の狀況は略右述



上圖　右　鉢巻責　左　木馬責

下圖　糸括り責

圖解は他日本誌に掲載すべき內外古今の拷問談に依り之を知るを得べく如何に彼臭溷に在ては酸鼻を極めたるかを想察し得べく、錘の右する者は同一の力を以て左する物理學上の原則に因り在野有志家の反抗は非常なる力を以て終に今日の監獄改良を觀るに至れり

へた通りてありますが

此島の經營に就ては

前に沿革を述へた際に附言した如く殖民開拓を數々企てたのですが文久元年幕府に於て開拓の議を起して外國奉行水野筑後守忠徳と云ふ人に命して軍艦咸臨丸を以て官吏人民を渡航せしめた時に筑後守は法令を頒布したり諸島を測量して專ら居民を撫育し且つ八丈島民を奬勵して移住せしむるの得策たることを建議したので、當時では廟議亦之れを是認したのでありますが、或は失策であったろうと思はれる何故かと云へは八丈島民は古來海と交通することのない所謂世間不知で其地を以て最大幸福の地なりと信して居るのですから迚ても移住しても永く墳墓の地として土着の民となるものはなく少しく貯蓄すれば全戸を提てては八丈島に歸ると云ふ眞とに頼み少いものでありますす、私の考ては越後人を奬勵移住せしめて陸產を改良し九州邊の漁民をして海產を起すときは成効するであろうと思ふのです此ことに就ては彼地で島司にも話したことてありますす



漫錄

私人としての監獄事務官

前號には小河先生の談話として先生は一向何にも道樂がないと謂ふことを話されてありましたが私の見受けます所に依れば先生の道樂は大にあると謂ふとを憚からぬ、即ち其れは筆を採ること、書物です、閑さへあれば筆を採て千言万語立ろに七八十頁の長論文を作る、いか樣道樂でなければ之が何て出來ましようか、先生の文は同人社會の洽ねく知る所であるが實に達筆ばかりでなく七八十頁の論文を書き流して再び眼を配らぬのには感心する配らぬくても粲然として秩序正しく一文を爲して居るの健腕には驚き入ります、著書は格別として普通の論稿は皆書流してあるが尚此の通りです、能文の特質を備へて居るものと謂ふべき者でしよう、また讀書も中々能く努めます先生の書齋は餘り廣くはありませぬ多分六疊と思ひますが左右床間抔はすつかり書棚を以て充たされ隣室にも尚數多の書籍が整然として列せられて居る此の外尚不用の圖書は郷内の一棟に藏せられて居るのです、圖書推薦に一生を送るとは即ち先生の私生活てあつて到底私共の眞似ることも出來ないのです、强根勤勉は一瞬時も弛然として手を拱せしめず何事か爲さねばならぬとの確言は常に躬行されつゝある

先生の趣味を有して居らるゝ所は軍談講釋淨瑠璃です、殊に淨瑠璃に至ては最も先生の得意とする所である、興に入ては義太夫本を出して唸る面かも皺枯れ聲を以て遣られるので中々面白ひです、が併し先生自らは得意とする所て節の高低調子の伸縮其度を得て居るや否やは別問題として文句丈は慥かに能く記憶せられて居る先生獨りで以て書齋に閉籠つて机を叩きながら唸ることもあるのです、女中は何事かと怪しむて靜に聽て見ると相變はらず先生の義太夫で時折家内中を笑はせますそうてす、先生自身は斯の如く義太夫好なのにも拘はらず先生の令息たりし十四五歳の中學生に向ては義太夫寄席に往くことを嚴禁して居られる、また先生自身此の趣味を得むが爲めに寄席に赴くことありとも青年の男女に向ては常に嚴禁せられつゝあるのです、以て先生の教育思想を窺ひ知るべきであります

他の嗜好物は大福餅饅頭なのです、總じて餡氣のものは好きな樣です、一緒に旅行をして居られましても饅頭は到る所必ず之を食はれる慣例で殊に饅頭の湯氣の立つて居るのを見られると車を停めて迄も買はれるのです、東京に居つても散歩旁々大福餅屋に寄つて購求して歸へられることもある樣です、茲に至ると宛然子供の如く無邪氣て且つ又書生氣質てある、元來大福餅饅頭抔は胃には餘り宜しくないのは知れ切つて居る所ですが、夫れがまた胃病先生に對して割合に病氣の徵候の進まぬのはつまり平生の攝生を守らることの嚴なるにも因りましよう

先生の家庭には御隱居樣（義母）と令夫人及令息一人てありまして普通御隱居樣は郷内の一棟に起臥せられて居られます、先生とは遠ひ極く快活なる御方て話抔は餘程面白く爲されます、演劇は最も好まれる所てありまして時折歩を運はれる事を伺ひました、思ふに先生の養父はずつと早くに亡くなられましたから、十五六歳の先生を養育して今日に至らせましたのは即ち此の御隱居樣の働きであつて備さに幾多の艱難辛苦を嘗められたとてありましよう、世故に老けた話料と謂い凛として動かす可からざる品性能き風姿はどこかに之を說明して居られます

令夫人は温良貞淑何れかと謂へば内氣の方てす、閑さへあれば裁縫に餘念なく勉められまして別段に他の趣味は無い樣に思ひます、夫人の特質として物に懲切て左程日數なくとも親切の意は十分現はれて自然に人を懐柔するの美德を備へて居られる、令息は最も繪畫に長じて居られまして軍人相撲取の繪抔は餘程妙を極めて居る、而して先生は繪は頗るダメてあるとのこと、妙ではありませぬか斯人の子にして斯人ありとは、趣好は各人共に異なる者てす要するに家庭は頗る清楚瀟洒且また極めて圓滿て團欒の樂を共にして居られます、新年過ぎ去つた此の頃も家内中て歌加留多を始め

る、何れも皆まだ能く斯道に懸けての達人であつて女中二名居りますが共にまだ能く取りません、私抔も隨分好きな方で時々押掛けて決戰を試むるが何時もまた白粉を塗られて歸る、殘念で溜らぬから復讐と出來けるが亦もやあべこべに白粉を塗られる、併し回は一回を重ぬるに隨ひ少くとも顏を摩するに至つた、此分でゆけば今三四回も遣つたらば互角には往くてあろうと考へる、主人公が上手であるから勇將の下弱卒なしで夫人を始め女中に至る迄家内中何れもまた好きな道て好きこそ物の上手なれと謂ふ譯で流石は餘程修練を積むだものである、何しろ今日に至る迄尚盛んに行はれて居ると謂ふ有樣でも上手になれなくては成らむ筈てある

主人公と謂へば主人公の此頃の精神界の趣好が顯然と其歩を進めて來たことを感ずる夫れは主人公の宗教觀てある、宗教に就て趣味を感ずるに至つたのは精神界の一兆候と謂つても善ひ、本號訪問錄の精神修養談其のものは明かに佛教觀の信仰が現はれて居る、僕抔は元來宗教の趣味を持つて居ないが、今日我が基督教界の僞善に趨りて餘りに談理に長じて居るの通弊には厭氣を催ふさゃるを得ない、概して基督教界のものは進歩的ではあるけれども談理に長じて居る、元來宗教は敎ゆると謂ふものてはなくて打つものてある、感ぜしむるものである、また其の打ち方感動のせしめ方がキザである、佛教界は之に反して信仰を鼓吹することは努めるけれども、是れも矢張不惜身命の大信仰を持つて居る者は今日尠なくて而も教界は甚だ不進歩的である、厭世てある、以上宗教其物の觀察ではなくて教界の觀察てあるけれども而も教界の力なるものは信仰力を普及せしむる上に大關係があるから茲に思はずも横道に入つて僕の觀察を聯ねたのである、僕自身も時々宗教の必要否やを考へることかあるが矢張信仰を他に求むる迄もなく自己の眞心に求むるが一番宜かろうと思ふ

監獄事務官三人の内で最も道樂の多いのは恐くは出上先生であろう、先生は曾てより釣魚網罟の術に長じ閑に任せては品海に一竿の風月を友とするの太公望であつたが其後ちどう謂ふ機か是れが號を肩にして山野を跋渉するの獵夫と爲つたのである、再び復た先生の口よりしては釣魚談を聞くとが出來ないが其の代り兎雉子小鳥の話は此頃續々絕へぬ、鐵砲は此の頃に至りては頗る上達したとのこと、本人の明言であるから僕は固より之には十分の信を措くが、いか樣獰犬の撫育には驚き入るのである、其の講釋を聞ひて見ると子供の教育法と少しも異ならぬ譯て徒らに愛情に溺れてはならぬとは、何時も先生の警句であつて、先づ之に食を與へ之を食らはむと欲すれば御預けの命を下し、辛ふじて僅かに歩むを得る程の小狗てすから聽分もなく鼻を餌に寄せると拳を以て遠慮會釋もなく痛かれと數回毆打する、彼は悲鳴を揚げつゝ床下に隱れるのです其の兩三日は主人の顏さへ見れば床下に隱れるのが例となる位て頗る驚怖するのてす、其の内に亦もや主人は餌を以て彼を釣る、彼は前の毆打を忘れて食はうとする、復た之を毆打する、斯の如くして終に習慣を馴致して獵犬と爲らしめ若くは藝を習得せしむるのであるとの事其他細かく色々の修練方法を聽きましたが要するに子供の教育方法も之に外ならぬ譯て、川越の幼年監獄囚法夫れ自からを說明する樣に僕の耳は響ひた、結局は君の犬の訓練法は囚其物と同じ有樣て蓋し監獄學の智識から胚胎したのであつて實驗場であろう、犬を愛するは即ち監獄の囚方法を講ずる所以と見れば合點する所が多い、太公望時代には氣の寬くりしたせいか、俳句も三四聞いたが銃獵時代の此頃は忙はしい故か頓と聞かない、全くの獲物談に化してしまつた、夫れですから前號の鵜談も起る筈であるのです

今一つの君の趣味は園藝栽培である、園藝栽培と謂つても重に種木である、緣日には散步旁々飄然愛犬を伴ふて植木屋素見をやられる、是れも中々丹精なものであつて同人社會中の豪龍師として推重されて居る

今一つは即ち將碁てある、誰でも將碁の名手と思ふ人は氏を提へて無理遣りに試み玉へ、必ず數分間にして不覺を採つた事を感ずるであろう、勝負は盤面に臨むでからの後の話てあるか、兎も角君の名手なるや否やは他の判斷に任せるとして將碁

は君の勝の一たるを失はない、君は曰く僕の將碁に負ける者は天下の内唯一の印南君あるのみだと、何時も言はれるが、左樣言へば記者自からも多少名譽の回復策を講じなければならぬ、が併し此の言は必ずしも實說でない事を僕は斷言する其の家庭には長女長男次女四？である、尤も四番目は今尙ほ夫人の胎内に在つて初夏頃であろうとの評、桃の天々たる者其葉蓁々たりとは此の事を謂つたものであろうか、長女三女共に可憐、上は十二三歲で中々の愛嬌もの下は漸く片言交りに桃太郎の御話をする位の幼女、時々妙な言を謂つて人を笑はせる、長男は昨今七歲前後、學校の放課には風に餘念なき姿であつて活潑ものです、君は此等の裏に在つて圓滿なる家庭を形造くつて居られるので主人公は最も坐談に巧みであつて往々人の顧を解かせる、客さへあれば笑聲門外に聞へる、否獨り來客に對して笑話を試むる計りでなく時としては家人をも揶揄して滑稽を演ずる、笑ふ門には福來る、何時も春の如き家庭であるが併し主人の述懷談としては厭世的である、厭世は即ち先生の本領なのであつて其風丰は頗る悠々乎として人を吸引するの力を持つて居るが内心には深く厭世的の悲觀を有つて居ると易者は占つた眞木先生も道樂としては一向何にも聞かない、曾て俳名一番であつたが能くは覺へて居らぬが俳句には中々熱心であつて大分面白い句を吐いた、今茲に之を紹介すると妙であるけれども十年前の時であるから、すつかり忘れて仕舞ました、其の後の道樂としては餘り聽いたことはありませぬ、先生の家庭には長女次女三男四女であります、先生も夫人も蒲柳の質ではあるが何れも健全と見へて餘り病みしことを聞かない、併し令夫人は此頃は少し不快氣勝であるとの事ですが餘り大したことに聽及びませぬでした、先生の家は不幸にして從來嬰兒を數人失はれました、此等の經驗からでしよう夫人は中々子供の取扱には熟練致して居られまして僕抔は每度講釋を聽いて得たる所は尠なくありませぬ、孩兒の發熱病苦哺乳の事抔詳細能く物語られました、また家庭敎育と謂ふ點には餘程注意を加へらるいものと見へまして長女は十三四歲の令孃であつて其の鼻だけが甚だ好いものでありました

藤澤荒木兩典獄の失策談

藤澤典獄は最も能く常識の發達せられた方であることは同人社會の治く知る所であるが此人にして此失策ありとは所謂弘法の筆の誤りとも謂ふべきものであろう、客年の末つかた先生は東北地方へ出張せられまして、群馬縣の監獄署を觀んとて高崎に下車しました、旅館に一泊し宿屋の女中に三橋書記官の住處を尋ねた、すると女中は怪訝な顏をして存じませぬと答へた、先生は宿屋の女中でありながら書記官の家を知らぬものはあるかと叱々小言を言つて床に就いた、翌朝車を驅て兎に角監獄まで行つた、車夫が監獄の門前へ車を下して表標札を見るとは如何に高崎支署と書いて在る、驚いたけれども今更仕方ないと思つて支署を一巡し直ちに前橋に向ふたと謂ふことである、先生は縣廳所在地はテツキリ高崎だと信じて居られたのです

之と同じ話しで今を去る三四年前のこと荒木分監長は上京せられまして序でに栃木縣の監獄署を觀んとて栃木に赴むいたことがある、栃木は甚だ寂寥たる一小市街で怜しなから終に支署に赴いて始めて栃木縣の監獄署は宇都宮に在ることを知つたとのこと

自轉車

自轉車に就ては大分の失策談も聽きました、先づ兎に角僚友の中では留岡敎授若山典獄を始めとし、豐野神野有馬の諸氏の斯道に懸けての熟練者がある、何れも今日盛んに之を利用せられて居りまして今は最早失策もなかろうが修業最中には八百屋の店を覆へして低頭平身する、電信柱に當つて車を壞す、溝渠へ身を投ずるなど謂ふ芝居を演じた、何れ詳しい話はまた他日に讓るとして茲に一つ紹介をして置きたいことは、此の頃杉野典獄の自轉車修業最中であるとの事である、先生は何故か之を秘して置かれるから、何卒諸君も其の御積りで願ひたい、定めし若山君も輪友を得たので大滿足であろうと思はれる

○小河副會頭の內外古今の拷問談

惡るい事をする位の奴だから一筋繩ではなか〳〵實を吐かぬ、吐かぬからと言つて其れで濟むものでない、そんなら何ふする、幾分か惡くいと云ふ感じも交つて、先づ手ッ取り早く痛い目をさせて白狀させると云ふことになる、是れが抑も拷問の起つた所以であつて何れの時代、何れの社會にも必らず其存在を免かれ難である、拷問にも色々あつて強ち形の上にするもののみが拷問と云ふものではない開明の今日でも到る所、或る種類の拷問は確かに存在して居ると思ふ、博愛とか慈善とか云ふことは唯我獨占であると言はぬ計りの顏付をして居る耶蘇敎國の奴等の間に如何に殘忍暴戾の風習が行はれてあるかは知る人ぞ知るであるが彼れの社會に近き既往の時代まで行はれたる刑罰や拷問の種類を見ても其本來の性質が如何に殘虐酷薄であるかと云ふことが分かるのである西洋の學者の言葉にすべての生物中、人間程殘酷なものは無いとあるが是れは蓋し耶蘇敎國の奴等其れ自身の本性を白狀したものであらふ、我國にも古來隨分色々の拷問が行はれて居つたことではあるが西洋などに行はれたものに比すれば寬猛の差、固とより日を同ふして語るべからずであつてとても比較にもなにもなつたものではない、彼我人情の厚薄も亦た是れに依て判斷せらるゝことが出來る譯である、虫も殺さぬ菩薩の外面顏をしてくさる毛唐人種の內面夜叉の眞相、追々是れから續出する所の拷問談に依て其れが淨玻璃の鏡に寫し出さるゝ次第である



統計

○明治三十五年十二月末日現在全國在監人員表

	三十五年十二月末日	同十一月末日	三十四年十二月末日	前月ニ比シ		前年ニ比シ	
				增	減	增	減
囚人	四九、四六八	五〇、六三三	四九、五七九	—	一、一六五	—	一一一
刑事被告人	七、二三三	七、七一五	八、〇五八	—	四八二	—	八二五
懲治人	二一五	二一九	一五二	—	五	六三	—
別房留置人	九〇六	九四四	九九八	—	三八	—	九二
乳兒	一〇〇	一〇九	九三	—	九	七	—
計	五七、九二二	五九、六二〇	五八、八八〇	—	一、六九九	—	九五八

○明治三十五年十二月末日現在全國在監人員表

	囚人	刑事被告人	懲治人	別房留置人	携帶乳兒	計	明四年十二月末日現在	比較 增	比較 減
警視	三、一六七			一八四	四	四、七〇九	四、四七二		二三七
京都	一、二七〇	一一六	二	一六	一	一、四〇五	一、四六五		△六〇
大阪	二、九五六	一一六	三〇	一九	一	三、八六二	四、三一六		△四五四
神奈川	一、二五一	一一六	一二	四七	二	一、四二八	一、三七二		五六
兵庫	一、九三一	一六六	二四	三六	五	二、一六二	二、二四二	△	八〇
長崎	一、二三〇	四一〇	一	三三	二	一、六七六	一、四五六		二二〇

縣廳	總數	男	女	日本人	男	女	外國人	男	女
新潟	七七九、一一六	三九一、〇一三	三八七、一〇三	七七九、一一六	三九一、〇一三	三八七、一〇三			
埼玉	一四五、一二六	七三、一五二	七二、一四	一四五、一二六	七三、一五二	七二、一四			
群馬	一二一、九一七	六一、一九	六〇、一〇五	一二一、九一七	六一、一九	六〇、一〇五			
千葉	一一〇、一〇一	五五、一〇八	五四、一〇三	一一〇、一〇一	五五、一〇八	五四、一〇三			
茨城	一五九、一一七	八一、一〇四	七八、一三五	一五九、一一七	八一、一〇四	七八、一三五			
栃木	一一七、八三九	五九、一〇四	五八、一三五	一一七、八三九	五九、一〇四	五八、一三五			
奈良	三二、五二七	一七、一〇四	一四、一三	三二、五二七	一七、一〇四	一四、一三			
三重	三五、八七七	一七、一〇四	一四、一三	三五、八七七	一七、一〇四	一四、一三			
愛知	二八七、九六三	一四七、一〇四	一四〇、一三	二八七、九六三	一四七、一〇四	一四〇、一三			
静岡	一四七、九八一	七九、一〇四	六七、一〇五	一四七、九八一	七九、一〇四	六七、一〇五			
山梨	四四、四九	二三、一〇四	二一、一〇五	四四、四九	二三、一〇四	二一、一〇五			
滋賀	四九、八二五	二五、一〇四	二四、一〇五	四九、八二五	二五、一〇四	二四、一〇五			
岐阜	五二、八二五	二六、一〇四	二五、一〇五	五二、八二五	二六、一〇四	二五、一〇五			
長野	一九七、一二五	一〇一、一〇四	九六、一〇五	一九七、一二五	一〇一、一〇四	九六、一〇五			
宮城	二五六、八七四	一三一、一〇四	一二五、一〇五	二五六、八七四	一三一、一〇四	一二五、一〇五			
福島	一一四、一〇二八	五九、一〇四	五五、一〇五	一一四、一〇二八	五九、一〇四	五五、一〇五			
岩手	七二、三八九	三八、一〇四	三三、一〇五	七二、三八八	三八、一〇四	三三、一〇五			
青森	九七、二八八	五一、一〇四	四六、一〇五	九七、二八八	五一、一〇四	四六、一〇五			
山形	七三、六四二	三九、一〇四	三四、一〇五	七三、六四二	三九、一〇四	三四、一〇五			
秋田	一一六、五九六	六一、一〇四	五五、一〇五	一一六、五九六	六一、一〇四	五五、一〇五			
福井	二四、二六〇	一三、一〇四	一一、一〇五	二四、二六〇	一三、一〇四	一一、一〇五			
石川	四〇、三八三	二一、一〇四	一九、一〇五	四〇、三八三	二一、一〇四	一九、一〇五			
富山	五八、二九九	三一、一〇四	二七、一〇五	五八、二九九	三一、一〇四	二七、一〇五			
島根	六九、一〇一	三六、一〇四	三三、一〇五	六九、一〇一	三六、一〇四	三三、一〇五			
岡山	九八四、一四一六	五一四、一〇四	四七〇、一二	九八四、一四一六	五一四、一〇四	四七〇、一二			
廣島	一、一四一、一六四七	五九二、一〇四	五四九、一三	一、一四一、一六四七	五九二、一〇四	五四九、一三			
山口	四五一、一〇三五	二三五、一〇四	二一五、一三	四五一、一〇三五	二三五、一〇四	二一五、一三			
和歌山	四五一、一〇三五	二三五、一〇四	二一五、一三	四五一、一〇三五	二三五、一〇四	二一五、一三			
德島	五九三、一〇二〇	三〇七、一〇四	二八六、一三	五九三、一〇二〇	三〇七、一〇四	二八六、一三			
香川	五一五、一〇二八	二六五、一〇四	二四九、一三	五一五、一〇二八	二六五、一〇四	二四九、一三			
愛媛	九六一、一〇三〇	四九五、一〇四	四六五、一三	九六一、一〇三〇	四九五、一〇四	四六五、一三			
高知	八三一、九二九	四二九、一〇四	四〇二、一三	八三一、九二九	四二九、一〇四	四〇二、一三			
福岡	一、四六一、一八〇一	七五五、一〇四	七〇六、一三	一、四六一、一八〇一	七五五、一〇四	七〇六、一三			
大分	四七一、五九〇	二四二、一〇四	二二九、一三	四七一、五九〇	二四二、一〇四	二二九、一三			
佐賀	四八五、八一六	二五〇、一〇四	二三五、一三	四八五、八一六	二五〇、一〇四	二三五、一三			
熊本	八一六、一〇〇	四二、一〇四	三九、一三	八一六、一〇〇	四二、一〇四	三九、一三			
宮崎	四五八、六五〇	二三六、一〇四	二二二、一三	四五八、六五〇	二三六、一〇四	二二二、一三			
鹿兒島	六五〇、三九	三三五、一〇四	三一四、一三	六五〇、三九	三三五、一〇四	三一四、一三			
沖繩	三〇五、一〇二七	一五七、一〇四	一四八、一三	三〇五、一〇二七	一五七、一〇四	一四八、一三			
北海道	一、〇二七、三七三	五二七、一〇四	四九六、一三	一、〇二七、三七三	五二七、一〇四	四九六、一三			
東京	九三四、七一二	四八一、一〇四	四五三、一三	九三四、七一二	四八一、一〇四	四五三、一三			
宮城	七一二、一五四二	三六七、一〇四	三四五、一三	七一二、一五四二	三六七、一〇四	三四五、一三			
集治監	一、五四二、九六九	七九四、一〇四	七四八、一三	一、五四二、九六九	七九四、一〇四	七四八、一三			
三池集治監	一、五四二、九六九	七九四、一〇四	七四八、一三	一、五四二、九六九	七九四、一〇四	七四八、一三			
本監	七〇四、八一七	三六二、一〇四	三四一、一三	七〇四、八一七	三六二、一〇四	三四一、一三			
空知集治監	七〇四、八一七	三六二、一〇四	三四一、一三	七〇四、八一七	三六二、一〇四	三四一、一三			
北海道集治監	七〇四、八一七	三六二、一〇四	三四一、一三	七〇四、八一七	三六二、一〇四	三四一、一三			
十勝	二、四九〇、八一七	一、二七三、一〇四	一、一一七、一三	二、四九〇、八一七	一、二七三、一〇四	一、一一七、一三			
計	四九、四六八	二五、二三三	二四、二三五	四九、四六八	二五、二三三	二四、二三五			

○前表中の外國人を國籍に依り區別すれは左の如し

	男	女	計
英吉利	一		一
北米合衆國	二		二
露西亞	三		三
伊太利	一		一
丁抹	五	二	七
清	三		三
韓	二		二
合計	一九	二	二一

	刑事被告人	刑務留置人	懲治人	計
男	一三	三	一	四六
女	四	一		五
計	一七	四	一	五一

○明治三十五年十二月末日現在全國囚人刑名別

刑名	男	女	計	本年十一月末日現在	前月比較 増	前月比較 減
無期徒刑	一、〇九四	七三	一、一六七	一、一四八	一九	
有期徒刑	三、二八九	二八一	三、五七〇	三、五四〇	三〇	
無期流刑	一		一	一		
有期流刑	六		六	六		
重懲役	三、五六七	五八七	四、一五四	四、一七四		
輕懲役	三、二二七	二九七	三、五二四	三、四九九	二五	
重禁錮	五		五	六		一

輕禁錮						
五年以上	二、一六三	三五	二、一九八	二、一一〇	三	
五年未滿	五、六四三	一四八	五、七九一	五、七三五	五六	
三年未滿	九、八八〇	三五一	一〇、二三一	一〇、〇三四		一九七
一年未滿	五、六六五	二七四	五、九三九	六、〇二五		八六
六月未滿	九、四四九	六三九	一〇、〇八八	一一、一一七		一、〇二九
一月未滿	七〇五	七〇	七七五	一、〇七四		二九九
計	三三、五〇五	一、五一七	三五、〇二二	三六、〇九五		一、〇七三
三年以上	一		一	一		
三年未滿	四一	一	四二	三二		一〇
一年未滿	五六	一	五七	六五		八
六月未滿	一八九	一六	二〇五	二一一		一六
一月未滿	七七六	三八	八一四	八一〇	四	
計	一、〇六三	五六	一、一一九	一、一一九		
拘留	七三八	一二五	八六三	一、〇〇六		一四三
科料	三三一	三一	三三五	三三五		二
初犯	一八、一六四	二、〇一七	二〇、一八一	二一、〇七六		
再犯以上	二八、三六八	九一九	二九、二八七	二九、五五七		八九五
合計	四六、五三二	二、九三六	四九、四六八	五〇、六三三		二七〇

備考　○印は賭博犯懲罰なり　×印は賭博犯懲罰なり

○明治三十五年十二月分上訴人員調

控訴院所在地ノ裁判所ノ判決ニ對シ	地方裁判所ノ判決ニ對シ	區裁判所ノ判決ニ對シ	上訴人員	控訴院ノ上告棄却ニ移サレシモノ	上告棄却ニ移サレシモノ	上訴人員	計	十一月末現在上訴人員	比較増減	十一月ニ比シ	十月ニ比シ	控訴院所在地ノ裁判所ヘ押送未濟ノ者	比較増減	十一月ニ比シ	十月ニ比シ	十月末現在上訴人員	比較増減	十一月ニ比シ	十月ニ比シ
東京管内	三	六七	六二	—	—	—	六二	二七九				七				八八			
大坂全	一〇	三七	三八	—	—	—	三八	二四三				六三				七一四			
長崎全	八	二〇八	三五	—	—	—	三五	二一一				一一三				七三			
名古屋全	—	一〇五	一〇	三	九		一〇	一三五				一				一〇五			
宮城全	一	一〇五	五	—	—	—	五	一三五				一				一〇五			
廣島全	二	一〇五	一四	(イ)一	(イ)一	(イ)一	一四	一三五				一				一〇五			
關係全	五	一〇五	一四	三	九	(イ)一	一四	一三五				一				一〇五			
合計	二七	一、二八	一三五	三	九	(イ)一	一四五	一、五三	一	一	一	一〇	一	一	一	一、〇四四	一	一	一

備考

(イ)印ノ上告棄却ノ上他ヘ移スノ言渡アルモ月末押送未濟ノ者

(ロ)印ノ滯留數月ニ亘リ押送未濟ノ者ナリ

譯　○犯罪に依る被害の賠償に關するガロフアロ氏の說（承前）

第三

監獄會議に於て此問題を論するは決して其時機をあやまりたるものにあらざる事は略說述したり。今や問題そのものに入りて論する所あらんとす。被害者に賠償を得せしむるには如何なる方法に依るを以て最も實際的のものとなすか。

まつ區別をなすの要あり、第一豫備の方法として、裁判以前に於て、後日判決執行の際犯罪人の財產が消滅するにいたるか又は差押ふ可からざるものに至る事を防ぐ方法を講ぜさる可からず。而して第二に裁判中採る可き方法を研究し、第三に刑の執行中採る可き方法に及ぶ可し。

裁判以前に於ては先つ豫審判事又現行犯に就ては檢事に許すに被告人の財產を差押ふるの權を以てするを要す。此差押は訴訟費用の償却を受くるを目的とするのみならず、併せて被害者に對する損害賠償の擔保をなすものなり。而して裁判官は被告か有罪と認めらる可き場合にあらされは此權を行使するを得す。故に現行犯の場合に於ては直ちに差押に着手するを要すと雖、他の場合に於ては被告を一應訊問したる後又は逮捕狀を發したるも直ちに之を逮捕し得さりし場合に限り差押をなすを得る事を規定するの要あり。此方法を確實にする爲め犯罪以後になされたる讓與行爲及辨濟期前の辨濟を以て無効となすの要あり、又事件を公判に廻附するの命令ありたる後被告かなしたる讓與行爲及辨濟は之を詐欺と推定し、若し此行爲の有効なる事を主張せんと欲する時は利害關係者は自ら進て之を立證せさる可からすとするの要あり。」此種の推定は既に破產の場合に關する商事法律中に認めらるゝ所、否實に破產に關しては更に嚴なるものあり。商人に依て欺かれたる債權者を保護するの此規定は人既に之を是認す、而して何故に之を刑事訴訟に適用して詐僞、竊盜其他の犯罪行爲の犧牲となりたる者を保護するの用に供せさる

かに就ては入未た多く疑を容るゝ所なし。

裁判中若し被害者か辯護士を有せさる時は檢事をして被害者の要求を提出せしむるを要す。判事は其判決に於て曩になされたる差押の有効なる事を宣言し、損害賠償額、若は精算の結了迄其豫定額を言渡す。

以上述ふる所の方法は刑事立法の缺點を補充する所のものなりと雖、そは只辨濟力ある者に對してのみ効を奏し得る所のものたるに過きす。されど、惡漢の多數は所有者の階級に入るものにあらす。土地を有せす、建物を有せす、又其他の財產を有せず。

辨濟力なき者に對しては刑を宣告し之を執行するの一途あるのみ。

辨濟力を有せすとは差押ふ可き財產の缺欠を意味す、決して絕對的の貧窮又は金錢を得るの途を有せさる者を意味するにあらす。多くは財產の隱藏より來るものにして、惡漢の多數は辨濟力なしと雖、能く金錢を得るの地位に在るのみならす、又現に犯罪に依るとはいへ金錢を得つゝある者なり、其他或は詐僞其他の行爲に依て得たる所を他人の名義を以て有價證券となし又は銀行の預金となし、以て能く無資力を粧ふ者比々として皆然らさるはなし。甚しきに至りては斯の如き隱藏方法にだに出つるなく、例へは差押ふ可からさる證券に換へて之れを所持する者の如きあり。伊太利に於ては貯金通帳の如きは如何なる理由に依るも之を差押ふるを得さる所なり。

されは辨濟力なき者に對してもなほ之を强制して被害者に對し賠償せしむる所あらしむるの方策を講するも決して之を以て呆痴の業となすを得す。古代に於ては此點に關して一の簡便なる方法を有したり、そは則奴隸制度なり。辨濟をなさず又は辨濟をなすを欲せざる者は原則として債權者の奴隸となされたり、而して羅馬に於て法律が漸次此風習を捨つるに及びたる時代に至りてもなほ、債務の原因が犯罪なる時は依然として此方法を採用したり。

此風習の遺殘したる最後の狀態は「コントラェント、パル、コール」と稱し債務者の身體を拘禁したる制度なり。此制度は犯罪の原因に依る損害賠償に關して、多少の制限の下に、長く遺留したる所なりしが、不便少なからざるより漸次行はれすなりたり。

辨濟力なきを粧ふの事實に對して採り得可き唯一の手段は債務者に對し其自由を剝奪するに在り。人或は此方法を以て强制執行の普通の方法に例外を設くるものとして排斥する者あらむ。されど犯罪より來る債務の履行を强制するに對し例外の方法を採用し能はずとの理由何處にありや。夫れ犯罪より生ずる債務は他の債務とは大に趣を異にする所あり、從て其履行を强制する方法が他の債務に對すると同一のものならざる可からざるの理なし、こは思ふに詳論を要せざる可きなり、犯罪人は二個若は數個の人の間に定められたる行爲の規則を破りたる者にあらずして社會全體が採用したる行爲の規則を蹂躙したるものなり。民事上の事件に就て損害の生ずるは多くの場合に於て債權者の注意の不足と取引上善意に過ぎたるとに歸せざる可からず、債權者は辨濟力なき者に對して取引を拒絕するを得たりしなり。而もその誠實と其經濟上の地位とを過信したる債權者に對しては只實に氣の毒といふの外なきのみ。

犯罪より生ずる債務に關しては事全く之に反す、惡漢の攻擊に對しては吾人は殆ど採る可き充分の方策を有せざるなり。加之犯罪より生じたる損害を賠償せしむるは社會の利益より見るも大に必要ある所にして個人各自間になされたる約束を履行せしむるため個人の自由を束縛するとは固より同日に談ず可きにあらざるなり、されは犯罪より來る損害を賠償せしむるの方法をして契約又は準契約より來る債務の履行を强制する方法と其間趣を異にせしむるは債務の發源の差異より來るものにして、深く論理に適合したるものなり。

さりとて余は犯罪に依る債務に對して民事訴訟法中に「コントラェント、パル、コール」の方法を採用せしめんと主張するものにあらす、此方法の實行に就ては固より種々なる實際上の障得あるは免れさる所なりとす、されと損害賠償を得る目的を以て刑罰を使用するは敢て不可なる事にあらさる可

しと信ず。

まづ、短期刑の刑は之を廢せさる可からす、短期刑の効力なきは今日一般に認めらるゝ所なり。而して自由刑の最小限度を充分高めたる末、犯人か訴訟費用の外被害者に對する賠償金として命せられたる罰金を支拂ひたる時は其刑を輕減するの方法之を採る可し。勿論、常業的及累犯的犯人は之を除外とす。

こは結局所刑を條件附とする事に歸着す。プリンス氏かその所謂制壓方法に經濟的原素を加味するの說を採用したるは實に此條件附處刑の形式に於てしたりしなり。同氏曰く、『若し犯罪人か裁判所の定むる期限内に其民法上の處刑宣告の全金額を支拂ふ時は禁錮の刑は宣告せられさりし者と看做さる』と、蓋此簡單なる原則を立法上に採用せんか恐らく其結果は著大なるものある可し。身體に關する小犯罪（毆打創傷、誹毀、侮辱）の犯人の多數、財產に關する小犯罪（小金額に對する詐僞取財、窃盜、毀損）の犯人の多數及風俗に關する犯罪にして甚しき破廉耻に出てたるにあらさる者又は重大なる結果を生せしめたるにあらさるもの（公然ならさる姦淫、少年の誘拐、姦通）の多數は被害者に損害を賠償し、國家に其費用を辨濟して以て處刑を免れんとするに至る可し、何となれは其處刑は其最短期に於も既に頗る重き者なる可けれはなり（例へは一ヶ年）。思ふに從來處刑せらるゝ者のうち少くとも半數恐らくは三分の二は此方法に依て其處刑を免れんとするに出つるなる可し。國家の財政も又之に依て大に改善せらるゝものある可し、何となれは一方に於ては幾多の囚徒を支持するの費用を省略するを得るのみならす他方に於ては其犯人に關する費用の償却を得可けれはなり。而して犯人に就て之を見れは彼等は數日又は數週を獄内に送りたるよりも更に頗る大なる處刑を受けたる者にして、又之を被害者の方面より見る時は今日に於ては殆と得可からさる損害の賠償を得るに至り大に滿足するに至る可きなり。

次に多少重大なる犯罪に就て考察を試む可し、則、公益上必す多少の禁錮を要する者に對しては如何なる手段を採る可きか。

採用せられてより日なほ淺しと雖、歐洲の殆とすべての國の法律に採用せられたる一の制度あり、曰く條件附放免。

長期の刑を受けつゝある犯罪人に就て將來其所行佳良なる可しとの推定を爲し得可き者に對し條件附放免をなす可しとは一般に認めらるゝ所、只困難なるは此推定をなすの標準なり。惡漢の後悔懺悔は決して信を措くに足るものにあらす、又監房に於ける囚徒の眞行は放免後其犯罪の舊習を復活せしめさる事を證するに足るものにあらす。

伊太利の司法省に於て條件附放免の事務を主管したりし際、余は余が以て囚徒の德性改良を驗する唯一の標準と信したる所のものを採用したり。

元來人は金錢を愛するの性を有し、殊に自力を以て收得したる所を酷愛するものなり。而してこは囚徒に於て特に著明なる事なりとす、何となれは囚徒の多數は貧窮なる農夫又は勞働者にして、監獄に入るや其作業の効果によりて初めて多少の貯蓄金をなすを得るに至るものなればなり。伊太利に於ては徒刑囚及懲役囚か長年月を經て數百フランの貯蓄をなし、甚しきは八百より千に上る者少なからす而して此金額は彼等か苦役によりて日々蓄積し、十年若は十二年を經て初めて見たる所にして、彼等か監獄の際交附を受くる所のものなり。

故に余は思へり、其貯蓄額中被害者の利益の爲に最も大なる金額を費やす者は最もよく自己の過失を自認したる者、從て賠償をなさんとするの念にして初めて前非の後悔將來の善行の證となす可きものなりと、故に余は條件附放免を要求したる者に對して其貯蓄金の頗る大なる一部、則事情に從て二分の一若は三分の二を被害者に支拂ふの提議をなしたり。

此提議を承諾したる者あり又拒絕したる者あり、而してその之を拒絕したる者に對しては又放免の要求を却下したり。余は典獄の觀察意見には重を置く事なかりき、典獄は犯人か犯したる罪の如何を擔せす、又被害者の如何に留意する所なく、只犯人に就てのみ其考察をなす者、從て其貯蓄金を剝奪する如きは典獄に於て寧ろ酷なるか如く然

り。然りそは固より酷ならさるにあらさる可し、されと制壓は決して溫和手段によりてなし得る所にあらす人若し彼の謀殺犯の如きに就て之を見る時は惡漢は決して之を自由に放還す可きにあらさるを知らしむるものあり。されば誠實の外容と作業の勤勉と其他獄內管理に對する囚徒の勞務とは決して之を眼中に置くなく、單に被害者又は被害者の家族の爲に其貯蓄金の任意なる放棄をなすと否とによりて專ら改悛と否とを擧したり。されば、余は、余か行政方法として採りたる方法を法律に明文を以て規定するを可と信するなり。余は此點に就てもプリンス氏と說を同うするを喜ぶ而して氏の說は更に甚しきものあり、曰く、『犯罪人は被害者に對し或時期に於て賠償をなすの條件の下に放免せらるゝを得るものとす可し、此賠償をなしたる時は確實に放免せられたるものとす、若し此賠償をなさる時は犯罪人は其刑の全部又は殘余の執行を受くるのみならす、又其監禁の狀況を更に嚴格ならしめらる可し』と、又曰く、『若し刑の執行中犯罪人か全部又は一部の賠償をなすてはこれ實に慘酷なる痛苦にして、而も其痛苦は間斷なく與へらるゝ所のものなり、而も貧者に採りては、其自己の家よりも實に愉快に、其生命は安固に保護せられ、其作業は遙かに勞苦少なきものなり。

余はこゝに最後の問題に到達したり。そは他の方法を以て損害の補償を得る能はさりし被害者に對し國庫より少くとも一部の補償を與ふるの方法なり。此補償基金は犯罪人より支拂はれたる罰金を以て之に充て一定の時期に於て被害者及不正に監禁せられたる無辜者の損害の爲に按分比例的に之を分配するものとす。此罰金を以て特別に會計を組織するの制は曾て『ニージ、ール王國』及『トスカーメ公國』に見たる所なりと雖、國庫は常にそを訴訟費用の補償の用に充てたるため、被害者に對しては大なる利便を與ふる所なかりしか如し。今日に於て此問題は一の財政以上の問題なり、何となれは國家の豫算よりして其歲入中罰金の收入を除去せしむるものなれはなり。余は大藏大臣か容易に此收入の拋棄に同意す可きを信せす、されど、可き旨確實に申出つる時は、其刑の執行を止むるか、又は賠償の割合に應して刑の輕減をなす可し』と、

勿論此プリンス氏の提案は重大なる犯罪に關せさる場合にあらされは之を採用する能はさる可し、累犯者、犯罪を常業とする者、謀殺故殺犯人、强盜犯、放火犯等、約言すれは重大なる犯罪にして、被害者の利益問題以外に、社會上の必要より犯罪人を社會より排除す可き者に對しては之を採用するを得さる可し。

此方法に關する反對論は一に此賠償制が富者及貧者に均一なる痛苦を與ふる能はさる點に對するものなり、されと此の欠點は富者に對しては賠償金額を大ならしめ、貧者に對してはその貯蓄財產を以て足るとすれは之を補ひ得さるにあらさる可し。

加之制壓の方法と雖固より平等なるを得るものにあらす、監獄は其外見上均等の刑を與ふるものゝ如しと雖、刑を受くる者の如何によりて大に其趣を異にするものなり。豁かに生活したる者に對し一ケ年只數百萬の金額に關するに過ぎす、吾人は是非共反對論を排して此提議の實施に盡瘁する所なかる可からす、何となれは斯くして初めて被害者に對する賠償の問題は其歩を進めたるものといふを得可ければなり。思ふに大に此思想を以て立法者に鼓吹するの要あり、こは單に私法に關する問題にあらすして實に又正義及社會の安固に關する問題なるなり。實にや若し、國家か犯罪に依る損害の補償を以て其公の職務とする事を自覺するに至らんか、これ以て大なる進步と稱す可きなり。

（完）

本稿に關するタラック氏の所說は本號に揭載の廣告ありしも紙數に限りあるを以て次號に讓ることゝはなしぬ、讀者諒之

雜報

○第一豫備金請求に就ての當局者の注意

米價騰貴の爲め本年度在監人食料費豫算範圍內に

於て支辨するを得ず、爲めに大藏省と交涉を遂げ第一豫備金より金九萬四千八百二十二圓餘の食料費支出を仰き此の程各府縣に配賦せられたり、固より米價騰貴の爲め止むを得ざるとは謂へ一面在監人の豫算人員に比し減少したる今日なれば、成るべくは節約に節約を加へ豫算範圍内に於て支辨はしめたきものなり、來年度よりは各監獄に於て平常此邊の注意を一層篤くせられたるならば或は米價は依然低額に下らずとも豫備費請求の上に於て多少の減額を見るに至らむか、兎に角在監人費は來年度も矢張本年度と同額なれば今より深く注意を加へられんことを望むと其筋の物語なり

○東京集治監に於ける殘飯整理の概況

經費節約の途を講じ監獄の經濟を整理すべきは最大の急務なれとも其方法細目に至りては須らく深思熟慮を要し綿密なる計畫眞摯なる實務家の手腕を要するや又言ふまでもなき所なるべし然れども監獄の經濟たる決して區々の少額に非らず故に經費の多大なるに從て些少のと雖とも亦經濟に利する少なからざること多々あるべしと信ず由來食糧費は監獄費中の多額を占むる一に屬す加ふるに昨年全國不作の結果として米價の騰貴を來し其極多額の食料費豫算額に加ふるに巨萬の豫備費支出を爲さゞるを得ざるの止むを得さるに至れりと聞く而して此巨額の食糧費に對しては監獄局に於ても充分考慮を費やし節約の餘地を認められたるものの如く近時殘飯の處分及外國米の使用若くは米麥の搗減り等に付き調査せらるゝ所あるが如し頃日記者東京集治監を訪ふて談偶ま殘飯の事に及ぶ聞き得たる所を錄して以て當局諸君の參考に供するもの蠡かも以て時宜に適する所あらば記者の幸ひ之れに過ぎず聞く所に依れば東京集治監に於ても未だ秩序的の整理を爲したりと言ふに非らず惟だ心付くに從て着手したるものにして目下諸種の事項に就き試驗中に屬するものなり然れども記者の見る所を以てすれば整理の方面は二個に分るゝものゝ如し曰く事前の處分之なり曰く事後の處分之なり

事前の注意　東京集治監は最初殘飯の因て生ずる原因を杜絕することに力を注ぎたるが如し在監人食糧の區別は他の多くの監獄と同く役業の種類に依りて階級を設けつゝあり然れども煉化工又は營繕夫掃除夫の如きものにありては晴雨に依りて勞働に弛張を生じ又一般在監人に就て觀察するに暑氣の候に於ては食氣の進まざる爲め殘飯を生ずる事あるも之れに反し秋氣に至れば規定の食量に餘剩なきに至ることあり或は服役時間の長短に依り或は米麥精搗の如何に依り其の他種々の原因に依りて規定の食糧を剩す場合あるを認め之れ等の場合に於て時々食量規定の改正變更を爲すは煩に堪へざるを以て寧ろ勸誘して食量減額の情願を爲さしむるに若かずとし昨年六月以來隨時食量減額の情願をなさしむるの方針を採れり尤も情願に依りて食量を減したるものにして食量の不足を感ずるに至りたるものあるときは何時にても亦規定の食量に復せしむることゝし以て殘飯の減少を謀れり其結果時に依り二百五十人前後の減額情願者あるに至れり此人員は始終一定したるものに非らずして時々其人を異にし從て取扱上手數を要すとは雖も亦甚だしき煩雜を生ぜざるが如し食量の減額は平均一日一人に付き一合なるを以て二百五十人に對する一ヶ月の米麥は七石五斗一ヶ年九十石にして此石數は徒らに殘飯たらずして普通米麥として少なく共一ヶ年千圓前後の經費を省きつゝあるものなるべし併し乍ら斯の如き事柄は一片の訓示一場の諭告に依りて能く永遠に行なわるゝものに非らず爲めに殘飯監督簿を用意し各工場に就き三食毎に殘飯の量を秤量記入し以て典獄に報告せしめ若し少しく多量の殘飯を生ずる工場あるときは其工場に就きて個人的に視察を遂げ處分を爲し絕へず督勵を怠らざるが如し

事後の處分　上來述へたるが如く殘飯の生ぜざる注意を爲しつゝあるも尙全く皆無ならしむる能はず依て殘飯利用の途を講じ一昨年來炊所に於て出來得る限り之れを乾燥せしめ乾飯となして味噌の原料に使用せることゝせり然るに各工場より生する殘飯は各囚に於て食器を日にし食用したる剩餘なるを以て直ちに乾飯をなすは清潔を保つの上に於て忍ぶべからざる所あるを以て炊夫をして一旦之を洗滌せしめ然る後乾燥せしむ然れども洗滌

したる殘飯は水分多き爲め動もすれば氣候又は天候に依りて腐敗するの虞れあると乾燥に手數を要する爲め利用の點よりも不用品として賣却するの量多くして充分利用の目的を達せざるの憾みあり茲に於て更に進んで食器の改正を行ひ各自に飯櫃飯杓子陶器製茶碗同汁碗同小皿等を貸與し常時各囚に拂拭保存せしめ炊所より送付せる飯米は食事番をして飯櫃内に配付せしめ各囚は食事に際し杓子を用ひて飯米を茶碗に移し以て食用せしむる事とし飯櫃に殘りたる殘飯を清潔なるものたらしめ此殘飯は更に取纏めて炊所に送付し炊所は之れを次回の食事に再用し此再用せし殘飯に對する石數丈けの原量米麥を節約するの方法を採ることゝし昨年十月試に二百人分に對し試驗的の實施を爲したるに現今に至るまで茶碗皿等破損せしめたるもの二十四個（此内燒繼ぎ再用し得るもの六個）に止まり結果頗ぶる良好なるを以て今春更に全囚に對し此方法を實施しつゝあり即ち殘飯の殆んど全部は其儘再び完全に利用することを得其再用せし殘飯に對する原量米麥を節約し得るの目的を達せんとするに至れり但全囚に實施の手續中なるを以て之れより生ずる節約は何程に達すべきか未だ知るべからずと雖ども之れ又少なく共一年米麥合せて九十石此金額千圓前後なるべしと思はる

以上二項の結果一ヶ年約二千圓の經費を節約し得るものとすれば假令陶器製の食器は毎年全部破損するものとするも其額僅かに九十五圓前後に過ぎず（茶碗汁碗小皿にて一人前九錢五厘千人の定員通り在監するとするも九十五圓に過ぎず）經費節約の上に於て頗ぶる策の得たるものたるが如し

○監獄費より償還すべき金額の日數計算方に就て

警察署内の留置場に拘禁又は留置せらるゝ者の費用に關し各縣の取扱振に就て主務省の調査せられたる所に依れば其放免の日は概ね皆一日として計算するもの、如く唯二三の縣に在ては朝食を給するもの若くは其時間の午前にあるときは之を一日とするも否らざるときは算入せざるの取扱にて要するに放免の日は先づ概して一日として計算せらるゝ都合なりと謂ふ、主務省に於ても亦同樣の意見にて今日之を改むることは爲かるべしとなり

○就役時間延長の場合に於ける工錢計算方

例へば監獄建築等の場合に際し就役時間延長したるとき其の時間に對し科程外工錢を給與すべきや否やと謂ふに右は監獄に於て必要上服役時間を延長したるものなれば從て該時間に對する丈の科程を定め就役せしむるものにして延長時間を以て直に科程外工錢を給與すべからざることに主務省に於て詮議決定せられたりと謂ふ

○精神病者放免の引渡方に就て

精神病者たる在監人放免に關する手續に就ては明治三十四年六月内務省訓令第七號に依りて監獄の首長は其所在の警察官署に通知し之を引渡さゝるを可からず此の引渡とは即ち監獄に於て押送すべきや若くは警察署に於て受取人を監獄に差出すべきやと謂ふに勿論精神病者保護の事務は既に當然警察官署の職務に屬するを以て監獄に於ては唯出監せしむるを以て足れりとすべく從て解釋上警察署より受取人を差出すべきを至當と認むるも此邊は猶ほ警察署と協議を遂げ何れにしても差支なき樣取扱はれたしとのことなり

○作業事務整理上疑義解釋

一、作業規程第二號書式の依托人は監獄署需用物品を製作する場合には物品會計官吏の名義を以てすへきや又は第三課長の名義を以てすへきや若し第三課長と物品會計官吏と別人なるときは如何すへきや

二、監獄署の財產たる疊を製作又は修繕する場合には依托人は財產管理人の名義を以てすへきや前二項とも用度所屬課長の名義を以てする方可然

三、疊の製作又は修繕に囚人を使役する場合に於ては客年三月司法省監甲一五九號總務長官通牒第二に依り備工錢の支出を要せざるものなるや若し然りとせば作業整理種目の義は業名營繕の下へ疊工を加へ整理すへきや又は物品取扱の例に準し備工錢を支出すへきや

四、鐵冶工錺物工金物工等も亦前項に準し取扱ふへきや

監獄直營工事として其材料を營繕費より支出し單に囚人を傭役する場合は前段御見込の通り傭工錢の支出を要せず其整理方は營繕の業に準じ鍛冶工鑄物工鐵力工製鋲工等の種目を設け整理せられ可然、若し營繕の爲め製作品たる雜金物類を供給する場合は後段御見込の通り物品取扱の例に準し傭工錢を支出すへし

五、作業規程第二十六條の末項に於ける作業主任書記より注文者に引渡すへき修繕品及委託品に付ての製作命令書には物品會計官吏の合議を要せさるや

材料全部を提供せる委託品修繕品の類にして全く物品會計官吏と關係なきものは合議を要せさるべし

○賞表を有する外國囚人特別菜加給の件

賞表を有する外國囚人と雖も一般有賞表者と同一標準にて特別菜を給與せらるべきものなりと、元來地方に於て外國囚を取扱ふ上に漸次日本食を與せしひるの習慣を養成せしむべき營なるに實際は數個月を經過するも尚洋食を與せしめつゝありて費用の上にも影響あり加之特別扱として如何にも彼等にのみ恩典を與ふるか如き感觸を同囚に生せしめ穩かならさるを以て一層外囚拘禁地には注意を施こされんことを望む

○十年以上勤續の看守弔祭料に就て

看守十年以上勤續し在職中死亡したる者は遺族扶助料を給すべきは勿論なるも弔祭料を併せ給して差支なき趣は豫ねて決定せられたる處なるが尚右弔祭料支給上の計算に就ては多少の疑義あり例へば茲に拾貳年勤續したる者あるときは現に其勤續年數に應じ算定したる金額を支給すへきやと謂ふに巡査看守弔祭料給助令第三條中に勤續一年以上九年とあるを以て其の最高年度九年分迄の期間に依り算定したる金額を支給すべしとなり、斯の如くするも敢て不權衡には非ず即ち一面に於て拾年以上の者に對しては扶助料を受くればなり

○看守恩給法一時金の解釋に就て

看守退隱料及遺族扶助料法第三條の一時金の解釋に就ては從來一問題と爲り終に閣議の決定を請ふに至りしも右は既に舊法給助例其の他の法令に依る諸種の一時金を包含することに決定せられたりと爲り、遲ればせながら參考の爲めに一言す

○客年司法省訓令第四號諸帳簿樣式に就て

一官吏身分帳は記載例には看守以下の者にのみ調製するが如しと雖も判任官の分は便宜各監に於て之に準し身分帳を調製せられたき趣旨なりと謂ふ、但し判任官の履歷書樣式は或は追て調製せらるゝに至るべし

一在監人員報告日表橫欄末尾の計は即ち現員に相當し各欄の計に相當すべきものとす、疑あれば婆心の爲めに

一健康診斷簿は身分帳に編綴するも差支なし、また敎誨原簿も放免の際身分帳に編綴するも妨げなし唯特に注意を要すべきは病床日誌調治簿健康診斷簿は囚人を他監に移送する際には添付すべきものとす

○看守の給助年金を受くる者に就て

巡査看守給助例に依り給助年金を受くる看守にして再び俸給を受くる官職に就きたるときは從來同例第九條に依り其給助を停止し來りしが明治三十四年法律第三十八號巡査看守退隱料及遺族扶助料法施行後は同法第二十八條但書に依り同第十四條第二項の適用を受くるを以て其俸給月額に年金月割額を合し退職當時の俸給月額に超過せざる以上は無論停止すべきものに非ざる筈なりと謂ふ

○監獄傭夫に就て

監獄作業に依り製作する物品及單に囚人の勞力を監獄の用に供する場合に於ける經費整理方の件に就ては曩に一般に通牒せられありしが右の內監獄傭夫として囚人を使役するときの取扱方に就て本年一月更に改正の通牒を發せられたり、其の趣旨を聞くに精搗製本印刷洗濯等にして監獄作業を以て製作する場合は作業規程に依り素品代及工錢を以て其物品の料金即ち精搗賃印刷代洗濯代として

當該科目より支出すべきことは從前の取扱に異なることなきも若し監獄目体の經營を以て囚人を雇入れ作爲せしむる場合は即ち單に勞力を使用するに過ぎざるを以て其工錢は自然支出を要せざる次第なりと謂ふ、從て此場合には之に要する材料は總べて當該科目の支出に屬し就役費支辨に係る材料は之を使用するを得ざるものなりと謂ふ

○在監人貸與の書籍貼付紙

在監人貸與の書籍は其の表紙第一面に麗々しく紙片を貼付し姓名を大書し若くは其の貼付紙の貼付部に檢印を施こすを通例とせり、表面に氏名を明記するは、切角の稱呼番號を用ゆる趣旨に背き、また紙片を貼付し檢印を施こすは將來出獄の後之を賣却するにも價格を落すの嫌ありとて此の程某出獄囚より情訴として述へられたり、如何にも尤もの次第にてさりとて紙片を貼付せざるときは雜居監に對しては取扱上錯亂の虞もあり、若し已むなく紙片を貼付するとせば、表紙の裏面に小紙片を貼付し別に檢印等の痕跡を遺さゝる樣注意せられたし

○分房就役の場合にも就役服を着用せしめよ

分房囚は工場服役囚の如く檢身室を通過せしめざるが故に從て服役の際も更衣せしめず依然房内に於て長衣の儘就役せしむるの監獄あるも、長衣の就役は紀律の上に於て缺くる所あるのみならず、經濟にも亦影響する所あり、本人に採りては寧ろ輕裝にて仕事に就けば働くにも便ありと雖も長衣關々としては到底仕事の出來榮も思はしからざるべし、是非就役服も分房内に備へ付け就役の場合には紀律正しく更衣せしめたきものなり

○囚人の年齡調に就て

客年十二月法律を以て年齡は出生の日より計算すと定められたるが爲めに事實出生の不明なる者は如何に計算すべきやと謂ふに結局認定の年月に依るより外なかるべし、之に就ては昨今主務省に於ても詮議最中なれば何れ不日各府縣に通牒せらるべきか

○炊場用釜に就て

○近來各監獄に於て蒸氣機關を利用して食糧炊爨の方法を講じつゝあるが、五六百圓以上の巨額を投じて以て僅かに一年を經過せざる内に早や修繕を加へざる可からざるに至り差引經濟の上に於ても利する所尠なきに至るを免かれず、此の程警視廳監獄に使用せられつゝあるものを聞くに浴場の蒸氣を利用し鐵管を通じ「セイロ」にて飯米を炊ぐの裝置にて至極便益あるものなりと謂ふ、詳細は親しく其摸樣を視察したる上尚記載することあるべし

○茶話例會

客月茶話例會は第三土曜日に事故ありたるが爲めに延期して第四土曜即ち同二十四日を以て開かれたり、同日は幸ひに清浦會頭の有益なる訓示を垂るゝありて我が同人の心得と爲るべき節多々、最も興味を感じぬ、一般處世の方針として恪守すべき教訓は吾人謹みて之を同人諸子と與に眷々服膺し必ず守る所を定めなむ、世道頽廢の今日に當り師父たる先覺有力者より此言を聽く、唯將に日々三省する所ありて造はざらむことを恐れ、所謂守本尊の依信者として身を捧持せむ、本號所載の會頭演說は實に近來の好教訓にして數回能く之を通讀し將來閑に任せては之を愛讀反覆して以て腦裡に深刻するを要すべきなり、吾人は此教訓を嚴守して以て之に答ふる所あるべきは勿論にして、斯の如くして始めて能く正己以蕃染諸人の斯職に當るを得べく、一般處世の心得としても職を同じふする同人の心掛として觀るも頗る有益眞好の教訓たり、尚會頭教訓の外に河野教誨師留岡諸氏の講演ありて散會したるは午後五時頃なりき、出席者氏名左の如し

會頭、
東京附近各典獄
湯澤末吉　早川直亭　布留川勇
金子眞助　内保俊治　山田虎一郎
神谷仙松　村澤午一郎　津之地佐一郎
小宅啓三郎　研野熊次郎　山本千代楠
伊藤忠次郎　木村通久　丸山信之
中島新吉　松本岩次郎　石島興
岡佛浚造　香川又二郎　田中義治
區地安　齋藤重義　下川巳之松
大久保忠禮　柏木幸平　小林益三郎
巢田長平　岸川萬太郎　關亭田彦次郎

司法總務長官
監獄局長外局員

伊藤豊吉　永野省三　大渡市太郎
青木七太郎　甲斐文彦　渡邊順次郎
園田實光　奈倉健一郎　堀　正浩
桐野利義　阪本　存　北村源治郎
德永梅太郎　宮崎德安　宮原定吉
淺間德三郎　三輪榮太郎　小林鐘三郎
申村　信　布村義隆　高野三郎
小瀧芳次　松本喜十郎　金澤公頴
會語勝忠　山崎政義　吉川一江
杉原機楠　富田眞吉　逸見祐之助
田中　份　原口彌市　河野純孝
伊勢谷常三郎　上野由能四郎　羽村就久
澤田宗兵衛　小倉吉次郎　三宅東一郎
永吉鹿太郎　田中嘉郎　伊東思善
原　善聽　渡邊鐵次郎　田中武一
武田慧宏　四川要松　鈴木伊三郎
下野了政　濵　九三　青柳竹之助
杉浦覺龍　須藤善一郎　百瀨長太郎
松澤藤助　市川波太郎　增田清五郎
佐々木愼之　内田敬次　高橋浦吉
西元龍拳　橋本甚太郎　井澤梁眞
本井虎雄　澤田利喜三　小原綱五郎

○三十年如一日大橋萬吉氏

目下鎭治橋監獄署に奉職せらるゝ大橋萬吉氏は公に奉じて職に在ること前後三十年の久しきに及ふも其の賞譽の沙汰を蒙れる外は未だ曾て一過失さいなかりしと云ふは世にも奇特なる人物かな最初司法省にて繩取人と呼へる職に始て就きしは實に去る明治六年三月の事にして爾來重大なる罪犯あるや屢は出張を命せられ護送の任務に當れり十年西南の亂には鹿兒島縣令大山綱良外三十三名監護の爲め長崎縣監獄に出張し翌十一年には竹橋暴徒二十四名を護送する爲め島根縣監獄に出張したるか如き亦以て其心膽の尋常に卓越せるものあるを知るに足れり氏は文政十二年十一月の出生に係り今や七十四歲の老翁なるも其安心立命の修養は面に顯はれ自から一種凜然犯すべからざるの風采あり特に略歷を本紙上に揭け以て其志操の堅固なるを表章すること爾り

略　歷

東京府平民
大橋萬吉
文政十二年十一月十一日生

一明治六年三月廿四日繩取人申付　司法省
一同七年一月廿八日小頭申付　同上
一同九年三月十八日警視廳監倉署獄丁取締申付　警視廳
一同十年五月大山綱良外三十一名繩取人トシテ長崎縣監獄署へ出張申付　同上
一同十年十二月廿六日監獄第一支署詰申付　同上
一明治十一年九月竹橋暴徒二十四名ノ繩取人トシテ島根縣監獄署出張申付　同上
一同十二年五月未決囚徒引渡トシテ茨城縣監獄署へ出張申付　同上
一同十四年六月八日一ケ月金七圓給與候事　鎭治橋監獄署
一同十五年九月一日一ケ月金八圓日割給與候事　同上
一同十七年三月赤井景韶見證トシテ群馬縣新井町驛へ出張申付　同上
一同十九年四月一日自今日給二十六錢給與　同上
一同二十一年六月三十日自今一等月給給ナス　監獄本署
一同二十四年五月三十日千葉縣監獄署へ出張申付　同上
一同三十年十二月二十日本年中職務勉勵ニ付爲慰勞金六圓　監獄署
一同三十一年十二月二十三日同上。　警視廳第四部
一同三十二年十二月二十五日同支金四圓　同上
一同三十三年三月三十一日月給九圓給與　警視廳
一同三十四年四月一日月給九圓五十錢給與　警視廳第四部
以上　同上

○逃走異例

愛知縣岡崎監獄拘禁被告人

若林深治
松田德次郎

同

前記支署は拘置監移轉工事中にて便宜囚人監に被告人を收容せざる可からざるに至り前記二名も四人監第廿七房に他十五名の被告人と共に拘禁せしに深治は逃走の主謀者にして他に五名の共同者を得たるより監房器具なる柄杓の金輪（幅二分五厘厚二厘弱）を取外し約二寸餘に延長し喫煙の底にて尖端を磨き以て杉格子（正面二寸八分奥行二寸五分）一本を切斷し客年十二月卅一日午後十一時逃走したるなり、其の際深治は先頭に房内を出て同房の後方凡十二間を隔てたる死室の戶板（縱横なるも）を外し死室より凡十間を隔てたる外圍板張本柵（高十二尺）に該戶板を架し之より逃れ出て續て德次郎も深治の跡を踏み外柵の上端に攀ち登りたる際戒護者の覺知する所となりしより倉皇柵外に飛下して逃れ出て其他の共謀者は何れも房内を出つる能はさりしものなり

而して當時戒護の狀況は十時に一回十一時に一回戒護看守交代後直に巡回を爲せしに二十七八房の方位に當り物音の聞ゆるより異狀なきやを疑ひ外柵に注目せしに柵上人影を認めたるを以て逃走と疾呼し直に之に迫りしも彼は已に柵外に飛下したるなり依て深治は看守の交代時機に際し戒護者の附近にあらざるに乘して目的を達し次て德次郎か柵上迄逃れ出てたる際發覺せしより他の共謀者は各其意を遂け得さりしなり

恰も前記監房の切壞したる格子は房内便所内雜巾を掛けたる處なるを以て逃走の前日一回監房檢査を行ひたるも發見する能はず三十一日（逃走の日）は四人監受持看守に於て之を行ふへきに拘置監看守に於て行ふへきものと誤信し檢査を爲さゞるなり而して深治が格子を切りたるは三十日にして同日頻りに下痢を訴へ上圃せし際下痢を名とし格子を切たるものとす又本房は極めて粉末のものなるに依り巧みに蒲團綿の内に包藏せり

德次郎は同夜午前一時半頃同署外柵裏手の竹籔中に潛伏したる所を捕へ深治は一月二日距りたる處に於て駐在巡査に捕獲せられたり

記者曰く監房搜檢の注意は之に依て見るも尙活きたる頭を以て周密に行ふを要すへきは明かなり巢鴨の出來事と謂ひ該事件と謂ひ共に雜巾を掛けたる裏面に仕掛けのあるとを氣付かざりしは殘念と謂ふべけれ、且又常置器具の柄杓の金輪の故なく取外されたるも注意を要すべきことゞもとす、兎も角斯る逃走事件に依り戒護上敎を受けたることは勿論なしと爲さず、讀者また注意する所あれ

本年一月以降二月十五日までに於て主務省の報告を受けたる逃走者の數

監獄逃走數	警察逃走數	計
五	五	
一	一	
二	二	
	一	
	一	
二	二	
一	一	
八	十一	

○雜　件

●死刑執行　囚死四人殺しにて有名なる遠田郡沼邊村羽生千代治（三四）巖手縣巖手縣中野村吉田猿松（安政三年生）の兩名は大審院への上告も棄却せられ死刑の言渡し確定し昨日午前八時宮城縣監獄署に於て死刑を執行せられしが立會者は管野檢事及川書記山崎典獄及敎誨師等なりき▲當時の模樣　兩名とも　山崎典獄及敎誨師等の訓示により頗る沈重の態度にて羽生は餅を吉田は赤飯を食し潔く往生せし由兩名とも在監中は謹愼にして作業に從事せりと▲遺書　羽生千代治は左の如き辭世を作りて最後を遂げし由

さきたつもなくるもおなじもゝ草の
いつれかあきにあわてはつなん

あたに散る花のにほいはおしからす
名を千代とにのこしめさりし

二十四年夢中酔、一期榮華四六飯、鷄鳴一聲破殘夢、起床首座悔先非（他は略）其他東京牛込區元町小島歸譲士　仙臺東二番丁荒川兵助に宛てたる端書にて共に生前の厚誼を謝したるものなりと▲千代治の養育者　渡邊モトとて遠田郡田尻村字大崎に住するものなるが右モトに送れる遺書によれば今冥土に旅立つも自業自得にてさても〳〵過きにしことを願みれば我か身三歳の赤子より十有餘年撫育の恩も打忘れ御心を安らげしこと未だなく今は斯かる境遇と相成不幸の罪は免れ難し今は全く迷の夢も晴れ唯茫然として念佛より外何も無しとの文句に和歌を連ねたる遺書あり右モトは實母にして離別の後過方に歸復せしものなるやに聞く▲吉田猿松は實兄吉田德次郎其他近親三名に宛たる遺書あり文面は一宿泊り

し若男の爲めに暴漢に襲はれ　細實の詳にて死刑の判決を受け不服にて控訴せしも棄却となり大審院に上告之れ又棄却せられし爲め恨を呑んで冥土に送り賜りとの文句及び典獄敎誨師に厚遇を受けたりとの文句ありき▲尙羽生が猿松に送りたる都々逸は「竹に雀はよきてかなれど切れはかたきの餌さし筆」と▲死刑者に對する典獄の談話によれば兩名とも覺悟顏るよろしく沈重にして勝殊なりしといふ（宮城縣通信）

●出獄者詐欺師に金を奪る　奈良縣添上郡佐保村字法華寺の畑谷權八は先年强盜犯にて有期徒刑十三年に處せられ北海道空知集治監に苦役中能く獄則を守り謹愼の狀現はれたるゆゑ刑期も漸次減じて九年となり此回恩典出獄する身となり二十三日東京千住の小管集治監より橫濱に來たり尾上町五丁目旅店海老屋に泊りしが同夜九時頃紙入を買はんと馬車道通りに行き露店の物品を素見し居る時年頃五十位の　男が同人の後方より聲を掛けいと傲慢に少しく尋ぬる事あればとて　尾上町四丁目菓子舖弘榮堂の橫手なる薄暗き處につれ込み權八に向ひ其方は何者か斯く縞の毛布を首に捲付け田舍者の風を粧ひつゝ携帶を働らくものならんと尋問を始め前科の有無なども問はれければ權八は前記の事柄を述べ且つ監獄三年を法華寺に行きて受けるの心算なりと告げたる處件の男は我れは刑事巡査なりと名乘り所持せる金を見せよと懷中せる五十三圓四十錢餘の金を取出させ續りと吹めながら監視を數行せればならぬ身にて橫濱など徘徊し居るは不都合なりと詰責せしかば權八唯だ恐入り低頭平身詫び居る隙に乘じ五圓紙幣のみ七枚三十五圓を手早く懷中に收めたる末同人に一日も早く國許に歸れと諭しつゝ件の金を渡

したるが此の時は盜まれし事を知らず旅店に戻り取調べたるに三十五圓紛失しあるに愕き直に伊勢佐木町署へ官名詐稱、詐欺取財の告訴を爲したりといふ

○前號縲絏欄内所掲本年初回の死刑執行に就ては題する申芳越某の遺言中該犯罪は五月女某に罪責を負はしめたる旨記載せしも右は五月女にはあらで他の共犯者（昨今入監中）に就てなり、唯五月女と他の共犯者と其人を異にするのみにて其の他懺悔談は總べて事實なり、其人名は記者の誤聞に屬するが故に茲に是正し置く

○諸星來往

一、小河事務官は客月十四日川越幼年監視察の爲め出張せられ同十六日歸京

一、四王天宮山縣典獄は本月一日上京同四日歸任

一、永田茨城縣典獄は本月四日上京同十一日歸任

○事故錄　自一月十三日　至二月十三日

一月十三日　北海道鹽に於て元衛成監獄跡へ修繕工事の爲め出張せられ同四五十名派出宿泊方認可せらる

同　十九日　愛知縣岡崎支署次席看守長栗田仁太郎取扱事件にて拘引せらる　事は金貸業者の入監せる者ありて其の妻より賄賂を取り輕役に就かしめたるの嫌疑なりと謂ふ證者決定の曉に非されば事の眞僞を知る能はずと雖も既に此の如き醜聞者を出せるが故に友人より聞すに至ては殘懷禁ずる能はざる所なり

同　二十四日　茶話會を開く

二月三日　鳴島縣監獄署に於て午前七時懲罰四三十餘名を懲戒せしむるに際し重禁錮囚井盛熊太郎なる者懲罰の原因に就て同囚某に遺恨を含み下水溝線の煉化石片を取りて手拭に包み突然後頸部を打擊せり　某は爲めに重症に陷れりと謂ふ

二月六日　山口縣監獄に在監人食料として甘藷給與を認可せらる

二月十三日　奈良縣監獄囚人百十六名新築地假監に移轉す

叙任辭令

一月十五日

叙從七位　　正八位　山本重喜

一月二十日

任北海道集治監分監長　　從六位勳五等　黒木鯣太郎

十勝分監詰を命す　　同　　人

北海道集治監分監長　山本重喜

文官分限令第十一條第一項第四號に依り休職を命す

二月十三日

○山梨縣

月俸貳拾圓給與

教誨師　明山諦觀

山梨縣監獄署教誨所長を命す

○兵庫縣

兵庫縣監獄署に任す月俸金三十圓給與

姫路監獄支署勤務を命す

○高知縣

給九級俸　　高知縣看守長兼監獄書記　竹葉退藏

文官分限令第十一條第一項四號に依り休職を命す

○宮崎縣

教誨師　大江眞成

依願免職

○長崎縣

監獄醫を命す月俸二十五圓給與　　朝永常一

監獄署勤務を命す

○大分縣

監獄署第一課長を命す　　監獄書記兼看守長　高原公平

七級俸を給す

○福岡縣

小倉監獄支署長書記兼看守長　　提原景克

依願免本官唯兼官

小倉監獄支署長を命す　　監獄書記兼看守長　三浦義英

給七級俸　　仝　　原田憲

監獄署第三課長を命す

○埼玉縣

依願教誨師を免す　　教誨師　小野寺隆之助

出獄人保護

○鳥取市出獄人保護會第五周年紀念會

去一月十七日本市上町觀音院に於て同會を行ひしが來賓には濱田裁判所長尾崎警部其他辯護士數士市内有志の僧侶等數十人にして會長の挨拶並に田村米村兩主任の巳往五ケ年間の狀況を報告し終て茶菓の饗應あり來賓中よりも斯業に有益なる談話等あり散會せしは午後五時半なりき　報告中重なるものは去る三十二年一月創立巳來被護者收容總數四十人内男三十七人　女三人にして現在者は五名内本縣人二十四人他府縣人十六人にして別居自營の者五人あり右四十人中成績の良好なるもの十一人なり會計精算は創立以來今日迄金二千二百九圓四十四錢五厘は寄附にして其他の收入を併せて總計金二千三十五圓二十六錢一厘の總豫額なり　因に目下は一日一ケ月十五錢づゝの有志の慈善寄附によりて持續しおる由

○横濱市悲田會の事業

●悲田會の事業　去三十二年五月中出獄人保護の目的にて大谷嘉兵衛氏等の贊助によりて石川中村に設立したる同會創立以來の事業を聞くに同會の勸化によりて正業に就きしものは數百名の内七八分通りありて其の後の成績も頗る良好なるを以て今後益す事業の擴張を爲す目的なりと尚大谷氏は非常の熱心にて自己の地所な

無代價にて貸附また時々應分の寄附金をも爲しつゝありといふ

早稻田觀菊慈善園遊會收支報告

婦人出獄人保護所建築費寄附のため客月廿一廿二日開催

總收入金參千六百三拾五圓	收入既濟及確定
經費五百四十四圓九十一錢	收入未濟とも
內譯　金百二十七圓二十三錢	印刷費
金九圓〇三錢五厘	事務費
金十七圓五十四錢七厘	配達費
金四十五圓八十四錢	車代
金九十八圓十三錢三厘	樂隊費（天幕附當）
金二百〇八圓二十錢	會場菓子菓餅
金三十八圓九十二錢五厘	仝　雜費
貸收入金參千〇九十圓〇〇九錢	

此外尚收入未定のもの些額あり此の收入を以て集金費とす

寄附　會場設備諸費一切　大隈家より

餘興藝音諸費　深川澁澤家

菊花徽章百五十函　駒込佐藤家

右報告仕候此決算三千圓に超過したる收入を得たるは大方の同情特に大隈家の御慈惠、該會賛成員貴婦人方の御賛助によりたることと謹謝仕候、當建築は幸に年來當事業にて保護仕候出獄人にて自營自活の各職工大工左官石工等一切有之候へは此の工手を以て營繕致させ一は年來當事業御賛助の方々の芳志を記念仕候樣致度此段併て報告仕候以上

東京出獄人保護事業主管　原　嵐（原本ノマヽ）　昭

は水加減の分量を誤り釜の底に焦け付き候得共今は炊き方も上手に相成申々立派なる飯に相成申候、何事も經驗は我々の爲に一大教訓に有之候

○事務官先生方の巡回所感談は雜誌にて拜見仕候餘り突飛なる事は格別に有之候得共或程度迄は多少其人の流儀も寬容せられ可然事と存申候、何事も小刀細工の杓子定規にては事業の成功は無覺束事と存申候

○小生は前局長小池靖一氏の近著譯實業の帝國を愛讀致申候カーネギーが一大富豪にして豫ねて又慈善家たる事は小生が今更申上る迄も無之只幼年の糸繰小僧が文明世界に活躍したる、其の健氣なる意思は何人も學んで損なき處にして、司獄官吏抔は是非一應の通讀を缺きてはならぬ書籍と被存申候

○カーネギーが斯る人物となりし原因は愛爾蘭の片田舍に兩親が生活の途を失ひ蒼白なる顏を列らへ苦吟する視を狀て兩親の苦艱を掃蕩するは貧乏と戰ふに在りと決心し頑是なるカーネギー

地方通信

先塋冷骨生氏は地方に在つて劇職に當りつゝあるにも不拘、修養自ら努めて他の軌範を以て仕上僚友を鼓舞激勵して憚らず、閑餘また遑く筆を寄せて有益の資料を惠與せらるゝは予輩の感謝に堪へざる所なり、前號漫錄の記事及次編是れなりとす、其の次編を送るに際しては予に一書を裁して曰く

地方通信欄は雜誌に御設け相成居候得共何人も之に投稿する者は無之候間別紙に聊か書列置申候、希くは各地より續々通信有之候樣希望仕候云々

予輩は一面其厚意を感謝すると共に氏の意見と同く一層同人諸氏の寄稿を希望し本誌をして眞に機關たるの名に辜負せしめざらむことを翹望するの餘り茲に紹介の爲めに附言すること爾り（別天生附記）

別天君　　冷骨生

○東京便りには種々の事項御報道下され、淵れたる菜園に驟雨を得たる感有之難有拜見仕候、雜誌も追々賑々敷相成編輯局の御骨折一段と存上申候尙此上一層御奮發相願度義に御坐候

○當地も別段御報道可申上程の事も無之、米價は益々騰貴し外國米を購入する事に相成、初の程の種心には其の時既に孝道の光輝注入されたるものに有之候

○カーネギーの財は積むて十億、彼が財產の三分一にも足らさる一國の歲出に行き惱みつゝある我々國民は此書を讀んで忸怩たらざるなきや

○終りに別天君に御注文申上候、東京便りは餘り議論めかした事でなく可成多方面的に御報道願上申候、其の一例を申せは君が出勤途中神田橋にて辨當を取り落し終日空腹に泣く處も好し、在京僚友諸君が自轉車より墜落して三日間の病氣引を爲す所なんどは最も妙ならむと被存候

右申上度早々不一

○埼玉縣監獄署內文武講習會より

拜啓陳は當署監獄醫吉田彙次郎氏夙に學問の素養なき人々の爲に衛生の道を會得せしめんことを欲し今回公務の餘暇を以て通俗衛生法と題する一小冊子を編著せらる本會此擧を賛し進て之が發行の任を負へり又監獄署に於ては在監人に看護せしめん爲め監房毎に之を備付することゝせられたり爲御參考一部進呈旁々

右述草々敬白

各監典獄の調授及司獄官會議決議の要領は本務處辨の上に於て相互參照の價値あり、玆に最も必要のものゝみを集拾す（編者）

○熊本縣典獄訓示　（要領拔萃）

○在監人にして民事事件に付出廷を出願せし場合は爾今許可せざるの方針を取るへし、元來民事事件の如きは代人をして之を辨せしむるの途あり、刑執行中に係るものを出廷せしむるは其間刑の執行が空ふするものにて事体不都合と云はざるを得す、最も刑事被告人に係る時は出廷に關する費用を自辨するに於ては當該裁判官の許可を受けしめ出廷せしむることに取計ふへし

○給圖以上の給與工錢を有するものは之を原籍復歸に送付するの例となり居れるか監署に於て命令的其手續に出つる時は万一途中にて紛失せし等の場合に在ては其責任は監署に之を負はさるへからさるに至るへきに依り爾今本人より之れか送付方に付願書を徵し之に依り處理する筈と心得らるへし

○身分帳を回覽に付する場合は一の筐に入れ遞送簿に依り交付の時限を付記し順次之を回覽すへし回覽を受けたる課所は同しく授受の時間を付記し一ヶ所に延滯せしむることなく直に關係者に送付すへし

○支署に在て在監人に賞譽を行はんとする場合は賞譽表に意見を付記し典獄の決裁を經るの例となり居りたるか賞罰の專行に付隨せし專柄なるは明瞭にして亦疑を容れさる處なり殊に一面懲罰は支署長をして專行せしめ單り賞譽のみ典獄の決裁を求むるに甚た謂はれなきことなりとす右は爾今支署長限決行する義と心得らるへし

○在監囚人看讀書籍の貸與は看守長二課長教誨師調査の上典獄の決裁を經るの例となり居れるか右貸與書籍は當利在監人に看讀せしむるに必要なる書目を撰擇し典獄の決裁を經て購入せしむるものなるか故に貸與するに當り其個人に適當するや否やは典獄の裁決を待たす之を教誨師に一任し理事上差支なき義なり依て今回署遞四九號を以て之を改正せり各位其旨を了せらるへし

○有賞表者にして獄則處分を受け賞表を褫奪せられたる場合賞譽申渡書を返上せしむるの例となり居れるか返上せし申渡書は之を第一課に送付するに及はす二課限りにて廢棄する義と心得らるへし

○在來施行せる在監人日表は日々の出入現員及刑名等を調査するに止り現員に對する罪名、年齡、犯數の細別及在籍別等を知る能はす參考上便宜を欠くこと尠からさるを認む殊に日々一葉宛調製するの例なるに依り月表を調製するに當りては其月間の日表より之を集表せさるへからす頗る手數を要せり又罪名年齡等の關係に付ては監獄報告例に定むる月報の材料に充つる爲め在監月末現在四罪質犯數年齡別表の制あり毎月末に之を調査するの定めなるか右等は日表の上に之を網羅掲載し置くの必要あるを信す依て今回署達第五〇號を以て在監人出入表在監人現員表の兩表を定め總て其等の事項を調査し且一ヶ月間のものを一表に調製することゝせり今回改正せしものは計表の上に簡便なるのみならす一ヶ月一表なるに依り參考上頗る便宜を得所謂一擧兩全の策なるを認めり就ては在來施行の在監人日表及在監月末現在四罪質犯數年齡別表は不用に歸するに付改正兩表の施行と同時に廢止することゝなせり

而して支署に於ては改正の兩表は之を月報として進達せしむることに定めたり依て別途簡便なる日報を定め日々進達せしむることゝなせり各自其旨を了せらるへし

○特赦の具狀をなすに當り減刑檢事の意見を聞くことゝなり居れるか右は必要なきを認むるに依り爾今特赦をなすの價値あるものは直に其手續に及ほさるへし

又特赦せしものに當り所轄警察署長に添書をなし本人をして警察署に出頭せしめ將來の心得方に付其諭示を受けしむるの例となり居れるか右は典獄及教誨師に於て篤と諭示を加へ出監せしむるに依り特に警察署に出頭せしむるの必要を認めす依て將來は單に特赦にて出監せしことを通知するに止むへし

○患者病監入の際作業表　昨々手入洩のものあり右の手入は醫務所の擔任すへきものに付爾今無遺漏記入をなすへし又監房は病狀の如何に依り治療上時に變更するの必要あるへきを以て其時々作業表に記入するは頗はしきことなるへし依て病監入の際は年月日と病監入の旨のみ記載し置くへし而して全治出病監の場合作業表は第二課及第三課に於て各關係の箇處を記入すへし

○在監人身分帳視察表其他に意見を記入提出するに際し終に單に書記又は看守長と記し捺印するの例となり居れるが關係者に合議し右の箇處に各自認印するを以て其何れか主任者なるや明瞭ならさるを認む就ては爾今主任者は某書記看守長と其姓と官名を記入する義と心得らるへし

○囚人階級法に定むる各囚の進級は其三級より二級に二級より一級に進むものは賞表の授與に依り其他の進級は行狀審査の判定に依ることゝし其行狀の審査を待たすして特に進級せしむるの必要あるものは監獄官會議に諮詢し決定するの例なるか今回在監人行狀審査手續を改正し賞譽期の終りたる日に於て行狀の審査をなすことに定めたるに付ては三級以下の進級の期間は本則としては二年を要するに至り甚た長きに失するを認むる依て右三級以下の進級は相當の時期に於て總て監獄官會議に諮詢し決定することに改め署達第五三號を以て通達せり各自其旨を了せらるへし（未完）

外報

○近着獨逸監獄協會雜誌第三十六卷第五、六號に前警察監獄學校教師、區裁判所判事ドクトル、クルーゼン氏起稿の「日本現時の監獄制度」と題する論說の全篇を掲載せり余輩は此論說に依て兎も角我が監獄制度の一班が文明各國に紹介せらるゝに至りたることを喜び且つ著者の勞を多謝せずんばあらず其監獄衛生に關する一節は曾て本誌に譯載せし所なるが通讀する所、間々正鵠を誤まりたるの點なきに非らずと雖も是は外國人の觀察としては強て追窮すべき程のことにもあらず唯だ其引用したる所の監獄則及び施行細則がすべて明治三十三

年の改正以前に係るものなるの一事は本文の爲めに最も遺憾とする所なりと謂はざるを得ず、本論に添ふるに大阪、横濱及び巢鴨三監獄の見取圖を以てす之れに向て著者が說明する所の一節に曰く

大阪、横濱及巢鴨の三監獄は日本に於ける現時の監獄構造の狀態を代表するに足るべきものなりと認む云々

（一）大阪監獄

該監獄は日本に於ける最大監獄にして徒刑の男囚を除くの外各種類の犯罪者を拘禁す（恐くは世界第一の大監獄ならむ）定員三千五百人にして千八百七十五年乃至七十八年の建造に係る平屋建木造の數十棟より成り恰も鋲木形に變體たり其監視上の不便なるは勿論にして其構造の全體より之を見れば實に古代に於ける日本固有式の監獄構造を代表するものと謂ふへし外囚の拘禁に充つへきもの二十一房あり官吏の總數四百四十七人とす

（二）横濱監獄

拘禁者の種類は大阪監獄に同し千八百九十七年乃至九十八年の建造に係り日本に於ける近年改築の監獄を代表するものと謂ふへし其土地を利用し監視の便を計り及び平屋建に變化を用ゐたるの點に於て從前の構造に比し著るしく長遠の進歩あるを認む拘禁定員千八百人なり

（三）巢鴨監獄

本監は千人の男囚を拘禁するの目的にて「モアビート止」監獄に倣り千八百九十年竣工を告げたる所の四人監獄にして唯た全部平屋建（尤も中央看守所は建築上の都合より塔形の高層を爲す）なると監房内部の構造の點に相異あるを見るに過きず分房八十二房あり官吏總員二百二十八人とす

○「ウエルテンブルグ」王國に於て最近に發表せる監獄統計年報に依れば懲罰の數は在監人百人に對し八〇、六七の割合に該當し、一年間に於ける在監人總數四千九百六十四人の內死亡者十八名（男十六女二）にして其割合は百分の〇、三六に過ぎずと云ふ

○昨年六月「ニュルンベルヒ」に開きたる獨乙監獄協會の總會に於て四人看讀書籍撰定の件をば委員をして調査せしむることに決議したる旨、其當時の本誌上に報道し置きたる所なるが此程に至り右の委員會はドクトル、エーグル氏の名を以て其調査の結果を報告せり委細は追て本誌上に譯載する所あるべし

○無罪釋放者に對する賠償問題に就ては近頃追々其實行を餘儀なくせらるゝの傾向を見る所なるが獨乙に於ても此程國務大臣ニーベルヂング氏は議會に於て說明すらく無罪釋放者に對して國家が相當の賠償をなすべきことは理論に於て何人も異議なき所にして政府に於ても敢て之れが實行の必要を認めざるに非らず唯だ其實行の方法如何に就き未だ適當の成案を發見するに至らざるを憾む是れ政府が未だ其成案を議會に提出せざる所以にして之を提出せざるが故に政府は其旨趣を採用するに躊躇するものなりとの誤解なからんことを希望す云々と亦た以て本問題に對する一般の趨勢如何を知るべきなり

○在獨某知友よりの書信の一節に曰く獨乙に於ては近年漸次犯罪人の減少を呈するに至りたるものゝ如く聯邦全體を通じて刑法に依り重輕罪の處分を受けたる者一八九八年に四七七八〇七、一八九九年に四七八一三九の處一九〇〇年には四六九八一一人と相成即ち前年に比し八三二八人若くは百分の一、七四の減少を見る割合に有之候一八九四年以來所刑者の數は二三七〇一若くは百分の五、一の增加を見る割合に候得共同年間に於ける人口增加の割合は實に百分の九、一に相當り候處に依て之を見れば犯罪は寧ろ比較的減少の方と斷言し當の賠償をなすべきことは理論に於て何人も異議なき所にして政府に於ても敢て之れが實行の必要を認めざるに非らず唯だ其實行の方法如何に就き未だ適當の成案を發見するに至らざるを憾む是れ政府が未だ其成案を議會に提出せざる所以にして之を提出せざるが故に政府は其旨趣を採用するに躊躇するものなりとの誤解なからんことを希望す云々と亦た以て本問題に對する一般の趨勢如何を知るべきなり

○在獨某知友よりの書信の一節に曰く獨乙に於ては近年漸次犯罪人の減少を呈するに至りたるものゝ如く聯邦全體を通じて刑法に依り重輕罪の處分を受けたる者一八九八年に四七七八〇七、一八九九年に四七八一三九の處一九〇〇年には四六九八一一人と相成即ち前年に比し八三二八人若くは百分の一、七四の減少を見る割合に有之候一八九四年以來所刑者の數は二三七〇一若くは百分の五、一の增加を見る割合に候得共同年間に於ける人口增加の割合は實に百分の九、一に相當り候處に依て之を見れば犯罪は寧ろ比較的減少の方と斷言し

れたるものは、前年に於て僅かに六十四人、後年に於て僅かに七十一人なりしと謂ふ、而してかゝる成効を得たるは同國に於ける免囚保護事業の發達し居るが爲にして各保護會は出獄人の職業周旋の爲め特に盡力する所少なからずと謂ふ

新著紹介

○政教新報　　求道學舍發行

佛教界斬新なる意見を以て一頭地を抽んずるの好雜誌、尊く社會事業を網羅して佛教界に在らざる讀者にも亦好趣味を感せしむ、小河氏の死刑に對する宗教觀あり、氏の死刑廢止に熱心なる勢めたりと謂ふべく想察するに餘あり

○東京市養育院月報第二四號　　其院發行

論觀に迎春の辭愛樂心養成の必要あり其の他雜錄滑の內外家庭院報等あり

○社會學雜誌第五卷第一號　　其會發行

論說に小河氏の死刑廢止論あり二十頁に渉るの長論文、酒々速べ去て氣虹の如し引例また氏の近著刑法改正案の二眼目と其樣を異にし主として我國に於ける實例を引證して所論を確かむ、後を讀む者亦此を讀んで愈强すゝの感覺あるは勿論のこと、諸

○警察法律時論第一號　　警察學會發行

○教誨時報第二二號　　其會發行

會告

一、西本願寺法主の逝去に對し本會よりは特に弔辭を發し、尚本月七日の葬式には本會代表者として木名瀨禮助氏に會葬を委囑したり

一、從來の雜誌多少の面目を革めむと欲し編輯局員精々勉强仕候處紙數七十頁の制限にては甚だ狹隘を感じ殊に僅友各位の玉稿は之を次號に繰延ばすは殘懷の至に有之今更止むなき事と致し本號に限り特に委員の諸を得て紙頁を增加致置申候、每號必ず斯の如く紙數の增加と思召され間敷希上候先は右御含み迄如此に候

敬具

編輯局員

寄書

○癲癇病者取扱に就て

在十勝　監獄醫諏訪慶祿

協會雜誌十五卷十二號の雜報欄內に癲癇因取扱に關する章あり、當局者の癲癇病者を取扱ふ點に於て非難を加へたるの一節に曰く假令へ仁精神病者を其優分房監に拘禁するが如き是れなりさす、嗷狂性に非らざる精神病者を分房監に拘禁すべからざるは多少過因の法を了得する者の知るべき所、監治上著くは取締上若し分房拘禁の者に此種の者を發見せば速かに雜居拘禁に關せざる可からす

又曰く

予は何故に精神病者と知りつゝも之れを依然分房に拘禁したるいを怪み、終に之か爲めに縊死を遂げしむるに至らしめたるを悲しまずんばあらず」と

說き得て好し、表面より觀察すれば實に斯くの如し、予輩も亦或る種類の精神病者は雜居せしむるを希望するものなれ共監獄の性質として或は之れを實行し難きを如何にせん

縊死云々は極端ふり、誰れか縊死を豫知して而して放置するものあらんや、然れども一般に癲癇病者は精神の異狀を有す、法律上、道義上之れを無能力者となし、其犯行、惇德は之れを罪業及德義に問ふ所なく、法律上も制裁を加へず、只之れを監視するに過ぎず、故に役れの旨行は放肆に委せ、規律の制裁を加ふ可からざる

は勿論なり

然るに監獄内は　規律を重んず、整隊進退一に例規に從ふ、而して瘋癲者に限り此規則を勵行すること克わず、瘋癲者自己が規律を紊る倘可なり、若し妄想あり、幻覺あり他人に暴行妨害を加ふることあらば此れを如何んせんとするか、一方に規律に遵はしめ、一方は制裁を加ふること克わず、黑白を同一に雜居せしめ、同等の待遇を施すは難からずや

夜間或は眠らざるあり、喃々獨語するものあり、倥立徘徊するものあり、卒然暴起するものあり、餓に歐打するものあり、不潔を弄するあり、笑ふ者、怒る者、泣く者あり、臟品（書籍の類）を奪取するものあり、衣襟を破るものあり、喧噪するものあり、其他の行爲圖る可からず、如此者を雜居せしむるときは同房者は如何の感を有すべき歟、夜間夢を驚かされ、座臥靜寂を缺き讀書を妨げられ、默考を破られ爲めに規則の揆律を亂り、不潔の伍侶とならざるを得ず、晝間勞働に疲れ夜間僅かに休息する者に於て、如此瘋癲者と同寢するときは、終夜不安の念に驅られて安眠を得ざることあるべし、而して上記の症狀は躁噪狂、妄覺狂、麻痺狂若しくは痴狂等に於て其發作なしとす可からず豈に獨り噪狂のみならんや

要するに論者の說は瘋癲者を重要視したるの結果、健康囚を度外視したるの傾きあり、瘋癲者固と重要視すべし然れども、留他囚人の關係を說かずして可ならんや

假令へば㊀㊁狂院の如く互ひに精神異狀者なるときは其同病者を集

めて一室に雜居せしめ相慰め相勵まし以て快適の自由なるを得せしめ

人を附して監視せしむるときは治療上大に便宜にして又相侵犯するの虞なきも、一面健康者が疲勞して眠れる者を伍せしむるは事實上豈に困難なる問題ならずや、

上記の如く余輩も雜居を熱望するもの、若し瘋癲者が健康囚の妨碍をなさず、憮然同居せしむるの方あらば余等の歡迎する所あり、論者夫れ所說を容む勿れ

○本誌の躰裁に就て

坂　覺　郎

年の新たなると共に紙面改良の斷行は喜ぶ可き事に候、就て卿が卑見を竝に可申述候。

一、會說、論說ともに每號完結したるものにせられ度候、月刊雜誌の未完ものは待遠しく候らへば

一、紙數に制限あれば、雜錄、漫錄は大抵六號文字に願ひ度候左候て其の余白を飜譯欄（附加せられ候らはゞ喜ぶものに候

一、雜報の記事は成るべく簡潔なるがおほ方もよかる可くと存ず候

一、銀任辭令欄の六號文字なるを五號に、出獄人保護欄の五號文字なるを六號に、改めらる方見よかる可く。

一、立派なる挿畫（石版銅版等）は每號と云ふ都合にも參らざるべければ、ホンの小供ダラシ的挿畫あらば、讀む人も興あるも可くと存ず候

一、二三行の頁尻の余白はカットを埋めすに何か格言など挿入ある方、讀者にも益あり、又た誌の体裁もよかりんと存ず候

次號揭載豫告

一、**小河事務官の內外古今の拷問談及本號揭載論文の續稿あるべし、其他尙趣味ある訪問錄を揭載す**

一、**藤澤四部長の八丈島流謫調查書即ち本號所揭の續稿あるべし**

一、**三十年如一日、斯道に勤務せる大橋萬吉氏の經歷談あり、氏は高橋お傳其他の兇漢の死刑執行の任に當りたるの經歷を有し述懷談亦味ふべきの趣味あらむ**

一、**飜譯には本誌紙面の容るさゝる爲め揭載する能はざるタラック氏の被害者賠償論を揭げ若し餘白あらば白國獄制一班を揭載す**

明治三十六年二月二十日

發行人兼編輯人　磯村政富
印刷人　磯村兌貞
發行所　東京市麹町區永樂町一丁目三番地　監獄協會
印刷所　東京市麹町區內幸町一丁目五番地　惠愛堂

サー、ウオルター、ラレーの從者、ラレーが短時間に多くの業を爲すに驚きその故を問ふ、彼答て曰く我は唯爲さゞるを得ざる用ある時、往きて直に之を爲すのみと、

明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可（毎月一回二十日發行）（明治三十六年二月二十日發行）（歴史地理第十六卷第二號）